「外国人材活用入門セミナー＆特別相談会ｉｎ横浜」資料

これだけは押さえたい！
外国人雇用と入管法の基礎

令和８年６月１２日
東京出入国在留管理局横浜支局
審査管理部門

横浜入管のマスコット
キャラクター「かいおうクン」

在留外国人数及び外国人労働者数の推移

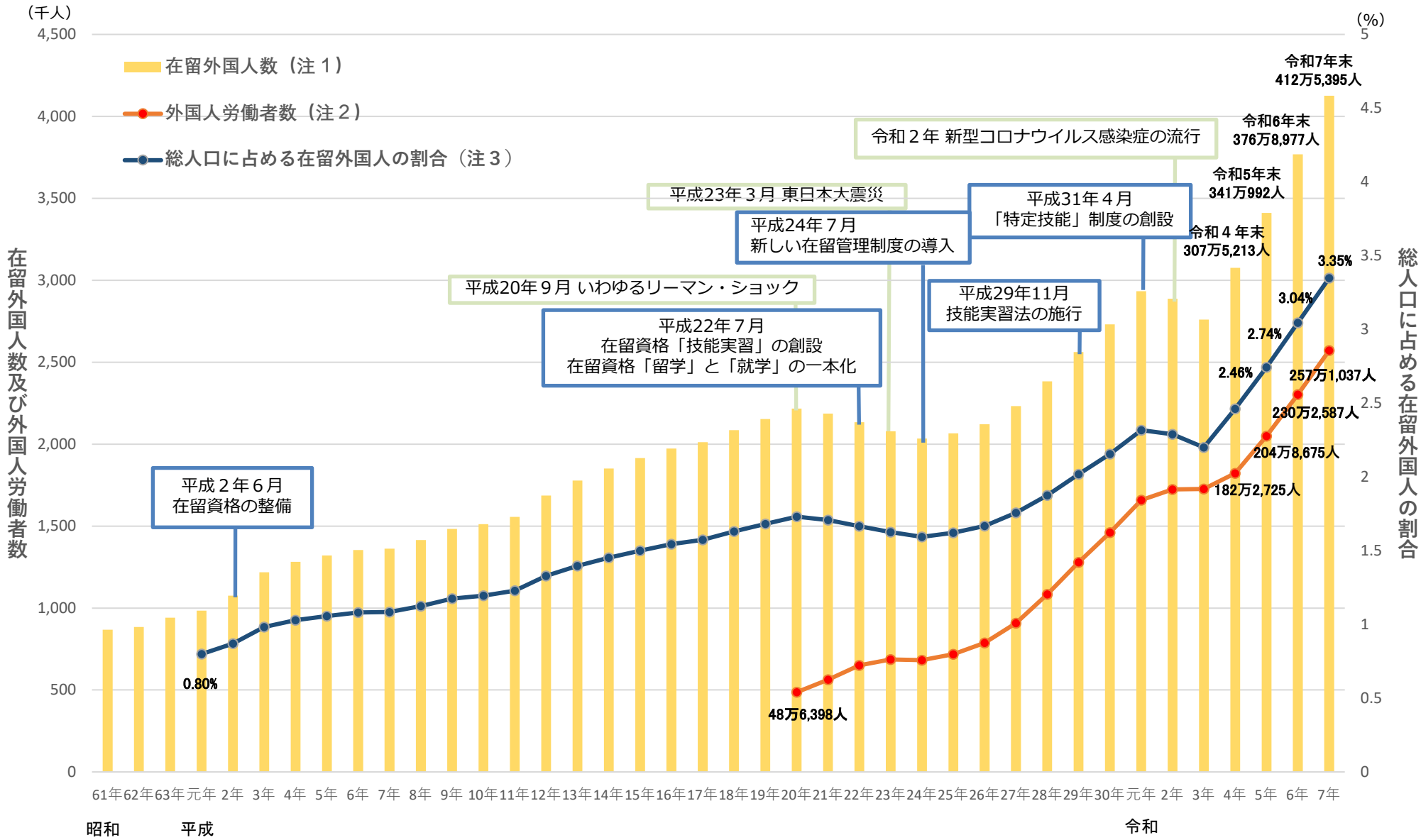

（注１）平成23（2011）年までは法務省入国管理局（当時）「（旧）登録外国人統計」（12月末現在）に、平成24（2012）年以降は出入国在留管理庁「在留外国人統計」（12月末現在）に基づく。
（注２）厚生労働省「『外国人雇用状況』の届出状況まとめ」（各年10月末現在の統計）に基づく（外国人雇用状況の届出制度は、平成19（2007）年10月１日から開始されているため、平成20（2008）年以降の推移を示している。）。
（注３）総人口は、総務省「人口推計」（各年10月１日現在の統計）に基づく。

在留資格一覧表

就労が認められる在留資格（活動制限あり）

在留資格	該当例
外交	外国政府の大使、公使等及びその家族
公用	外国政府等の公務に従事する者及びその家族
教授	大学教授等
芸術	作曲家、画家、作家等
宗教	外国の宗教団体から派遣される宣教師等
報道	外国の報道機関の記者、カメラマン等
高度専門職	ポイント制による高度人材
経営・管理	企業等の経営者、管理者等
法律・会計業務	弁護士、公認会計士等
医療	医師、歯科医師、看護師等
研究	政府関係機関や企業等の研究者等
教育	高等学校、中学校等の語学教師等
技術・人文知識・国際業務	機械工学等の技術者等、通訳、デザイナー、語学講師等
企業内転勤	外国の事務所からの転勤者
介護	介護福祉士
興行	俳優、歌手、プロスポーツ選手等
技能	外国料理の調理師、スポーツ指導者等
特定技能	特定産業分野（注１）の各業務従事者
技能実習	技能実習生
育成就労	育成就労産業分野（注２）の各業務従事者

（注１）介護、ビルクリーニング、リネンサプライ、工業製品製造業、建設、造船・舶用工業、自動車整備、航空、宿泊、自動車運送業、鉄道、物流倉庫、農業、漁業、飲食料品製造業、外食業、林業、木材産業、資源循環（令和８年１月２３日閣議決定）※リネンサプライ、物流倉庫、資源循環の受入れは、産業上の分野等を定める省令等の公布・施行後、準備が整い次第、開始される予定です。省令等の公布・施行時期は現在調整中ですが、公布・施行された際には、入管庁ＨＰでお知らせいたします。

身分・地位に基づく在留資格（活動制限なし）

在留資格	該当例
永住者	永住許可を受けた者
日本人の配偶者等	日本人の配偶者・実子・特別養子
永住者の配偶者等	永住者・特別永住者の配偶者、我が国で出生し引き続き在留している実子
定住者	日系３世、外国人配偶者の連れ子等

就労の可否は指定される活動によるもの

在留資格	該当例
特定活動	外交官等の家事使用人、ワーキングホリデー等

就労が認められない在留資格（注３）

在留資格	該当例
文化活動	日本文化の研究者等
短期滞在	観光客、会議参加者等
留学	大学、専門学校、日本語学校等の学生
研修	研修生
家族滞在	就労資格等で在留する外国人の配偶者、子

（注２）（注１）の特定産業分野から、自動車運送業及び航空を除いたもの。
令和９年４月１日運用開始

（注３）資格外活動許可を受けた場合は、一定の範囲内で就労が認められる。

在留外国人の在留資格・国籍・地域別内訳（令和７年末）

在留外国人数（総数）　４１２万５，３９５人

在留資格別

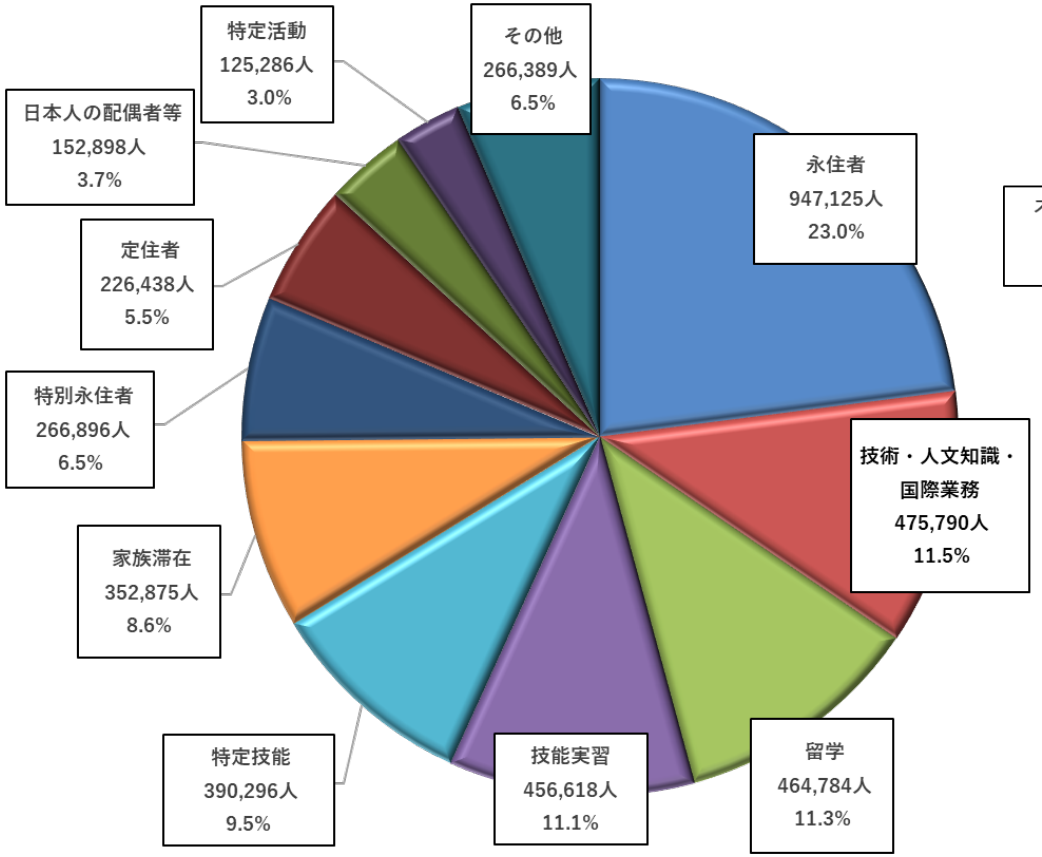

国籍・地域別

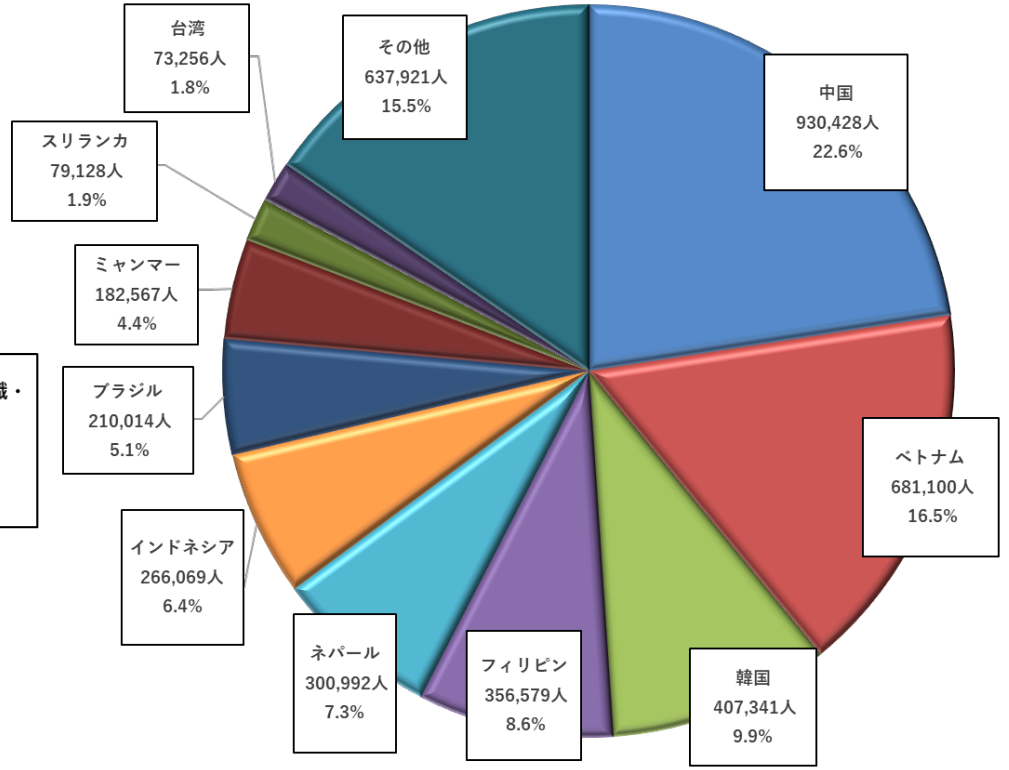

外国人労働者数の内訳

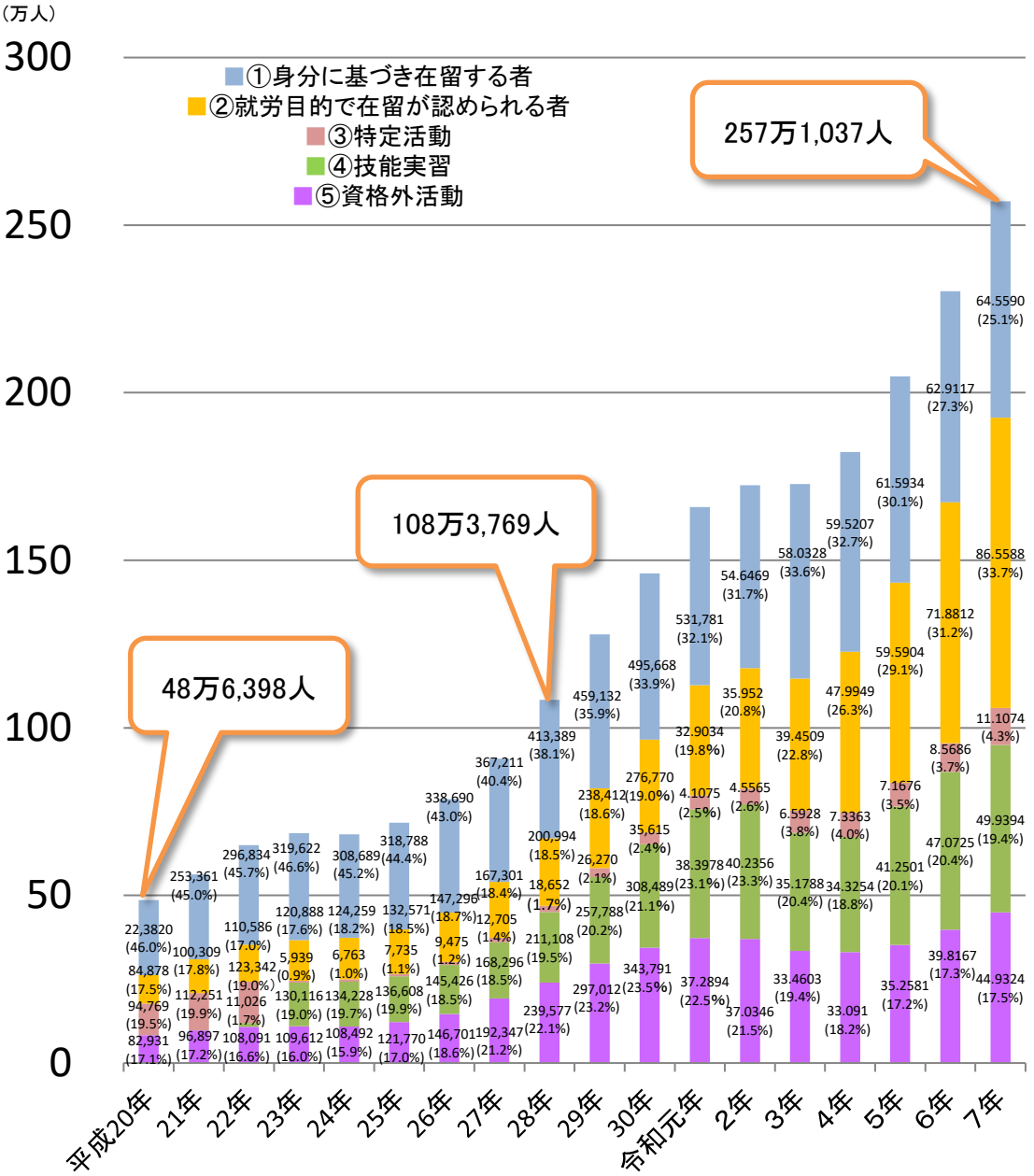

厚生労働省「『外国人雇用状況』の届出状況まとめ」に基づく集計（各年10月末現在の統計）

①身分に基づき在留する者　　約64.6万人（25.1%）

（「定住者」（主に日系人）、「永住者」、「日本人の配偶者等」等）
これらの在留資格は在留中の活動に制限がないため、様々な分野で報酬を受ける活動が可能。

②就労目的で在留が認められる者　　約86.6万人（33.7%）

（いわゆる「専門的・技術的分野」）
（「技術・人文知識・国際業務」、「特定技能」等）
一部の在留資格については、上陸許可の基準を「我が国の産業及び国民生活に与える影響その他の事情」を勘案して定めることとされている。

③特定活動　　約11.1万人（4.3%）

（EPAに基づく外国人看護師・介護福祉士候補者、ワーキングホリデー、外国人建設就労者、外国人造船就労者等）
「特定活動」の在留資格で我が国に在留する外国人は、個々の許可の内容により報酬を受ける活動の可否が決定。

④技能実習　　約49.9万人（19.4%）

技能移転を通じた開発途上国への国際協力が目的。
平成22年7月1日施行の改正入管法により、技能実習生は入国1年目から雇用関係のある「技能実習」の在留資格が付与されることになった（同日以後に資格変更をした技能実習生も同様。）。

⑤資格外活動（留学生のアルバイト等）　**約44.9万人（17.5%）**

本来の在留資格の活動を阻害しない範囲内（1週28時間以内等）で、相当と認められる場合に報酬を受ける活動が許可。

外国人労働者の受入れに関する政府方針

専門的・技術的分野の外国人 →

積極的に受入れ

○　我が国の経済社会の活性化や一層の国際化を図る観点から、専門的・技術的分野の外国人労働者の受入れをより積極的に推進
（第９次雇用対策基本計画（平成11年８月13日閣議決定））

○　我が国の経済社会の活性化に資する専門的・技術的分野の外国人については、積極的に受け入れていく必要があり、引き続き、在留資格の決定に係る運用の明確化や手続負担の軽減により、円滑な受入れを図っていく。（出入国在留管理基本計画（平成31年４月法務省））

上記以外の分野の外国人 →

様々な検討を要する

○　我が国の経済社会と国民生活に多大な影響を及ぼすこと等から、国民のコンセンサスを踏まえつつ、十分慎重に対応
（第９次雇用対策基本計画（平成11年８月13日閣議決定））

○　専門的・技術的分野とは評価されない分野の外国人の受入れについては、ニーズの把握や受入れが与える経済的効果の検証、教育、社会保障等の社会的コスト、労働条件など雇用全体に及ぼす影響、日本人労働者の確保のための努力の状況、受入れによる産業構造への影響、受け入れる場合の適切な仕組み、受入れに伴う環境整備、治安など、幅広い観点からの検討が必須であり、この検討は国民的コンセンサスを踏まえつつ行われなければならない。
（出入国在留管理基本計画（平成31年４月法務省））

制度概要　①在留資格について

○　深刻化する人手不足への対応として、生産性の向上や国内人材の確保のための取組を行ってもなお人材を確保することが困難な状況にある産業上の分野に限り、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人を受け入れるため、在留資格「特定技能１号」及び「特定技能２号」を創設（平成３１年４月から実施）

○　**特定技能１号**：特定産業分野に属する相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格
在留者数：　３８２，３４１人（令和７年１２月末現在、速報値）

○　**特定技能２号**：特定産業分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格
在留者数：　　７，９５５人（令和７年１２月末現在、速報値）

特定産業分野：介護、ビルクリーニング、リネンサプライ、工業製品製造業、建設、造船・舶用工業、自動車整備、航空、宿泊、自動車運送業、鉄道、物流倉庫、 農業、漁業、飲食料品製造業、外食業、林業、木材産業、資源循環（１９分野）
（赤字は特定技能１号・２号でも受入れ可。黒字は特定技能１号のみで受入れ可。青字は令和８年１月２３日閣議決定により新たに追加された分野で特定技能１号のみで受入れ可。産業上の分野等を定める省令等の公布・施行後に運用開始を予定。）

特定技能１号のポイント

在留期間	３年を超えない範囲内で法務大臣が個々の外国人について指定する期間ごとの更新 ※通算（妊娠、出産、育児その他のやむを得ない事情により業務に従事することができなかった期間を除く）で上限５年（相当の理由があると認められる場合は６年）まで
技能水準	試験等で確認（技能実習２号を修了した外国人は試験等免除）
日本語能力水準	試験（A2.2相当以上）で確認（技能実習２号修了者は免除） ※介護、自動車運送業（タクシー・バス）及び鉄道（運輸係員）分野は別途要件あり
家族の帯同	基本的に認めない
支援	受入れ機関又は登録支援機関による支援の対象
受入れ見込数(上限)	分野ごとに設定あり（全分野で80万5700人（令和11年3月末まで））

特定技能２号のポイント

在留期間	３年、２年、１年又は６か月ごとの更新（更新回数に制限なし）
技能水準	試験等で確認
日本語能力水準	試験（B1相当以上）で確認 ※令和９年４月１日から、当該日本語能力水準に係る省令が施行予定
家族の帯同	要件を満たせば可能（配偶者、子）
支援	受入れ機関又は登録支援機関による支援の対象外
受入れ見込数(上限)	設定なし

【就労が認められる在留資格の技能水準】

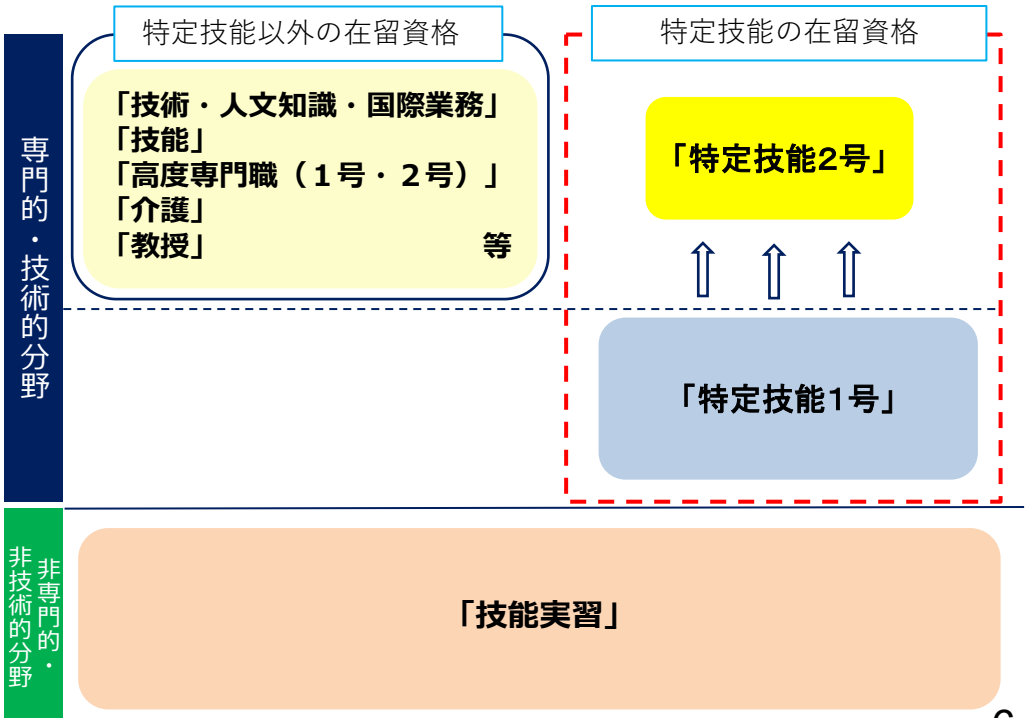

制度概要　②特定技能制度・育成就労制度の人材基準及び業務区分（1/2）

	特定産業分野 育成就労産業分野	人材基準等										業務区分
		1年経過時		本人意向による転籍		育成終了時		特定技能1号		特定技能2号		
		技能水準	日本語能力水準	制限期間	日本語能力水準	技能水準	日本語能力水準	技能水準	日本語能力水準	技能水準	日本語能力水準	
厚労省	介護	育成就労評価試験（初級）	A2.2相当以上及び日本語学習プラン(B1相当以上の場合は不要)	2年	A2.2相当以上	育成就労評価試験（専門級）	A2.2相当以上及び介護特定技能評価試験（日本語）	介護特定技能評価試験（技能）等	A2.2相当以上及び介護特定技能評価試験（日本語）			介護 【1業務区分】
厚労省	ビルクリーニング		A1相当以上	1年	A2.1相当以上	特定技能1号評価試験	A2.2相当以上	特定技能1号評価試験	A2.2相当以上	特定技能2号評価試験又は技能検定（1級）	B1相当以上	ビルクリーニング 【1業務区分】
厚労省	リネンサプライ											リネンサプライ 【1業務区分】
経産省	工業製品製造業	育成就労評価試験（初級）又は技能検定（基礎級）		2年		育成就労評価試験（専門級）、技能検定（3級）又は特定技能1号評価試験				特定技能2号評価試験及びビジネスキャリア検定3級（生産管理プランニング又は生産管理オペレーション）又は技能検定（1級）	B1相当以上	・機械金属加工　・電気電子機器組立て ・金属表面処理　・紙器･段ボール箱製造 ・コンクリート製品製造　・RPF製造 ・陶磁器製品製造　・印刷･製本　・紡織製品製造 ・縫製　・電線･ケーブル製造 ・プレハブ住宅製品製造　・家具製造 ・定形･不定形耐火物製造　・生コンクリート製造 ・ゴム製品製造　・かばん製造 【17業務区分】
国交省	建設					育成就労評価試験（専門級）又は技能検定（3級）		特定技能1号評価試験又は技能検定（3級）	A2.2相当以上	特定技能2号評価試験又は技能検定（1級）		・土木　・建築　・ライフライン･設備 【3業務区分】
国交省	造船・舶用工業											・造船　・舶用機械　・舶用電気電子機器 【3業務区分】
国交省	自動車整備	育成就労評価試験（初級）				育成就労評価試験（専門級）		特定技能1号評価試験又は3級の自動車整備士の技能検定		特定技能2号評価試験、2級の自動車整備士の技能検定（自動車整備の業務区分の場合）又は自動車車体・電子制御装置整備士の技能検定（車体整備の業務区分の場合）		・自動車整備　・車体整備 【2業務区分】
国交省	航空							特定技能1号評価試験		特定技能2号評価試験又は航空従事者技能証明書		・空港グランドハンドリング　・航空機整備 【2業務区分】
国交省	宿泊	育成就労評価試験（初級）	A1相当以上	1年	A2.1相当以上	特定技能1号評価試験	A2.2相当以上			特定技能2号評価試験		宿泊 【1業務区分】
国交省	自動車運送業							特定技能1号評価試験及び第一種運転免許（トラック）・第二種運転免許（バス・タクシー）	A2.2相当以上（トラック） B1以上（バス・タクシー） ※乗合バス・タクシーは、日本語サポーター同乗の場合、A2.2相当で可。（離島・半島の乗合バスは、一定要件下で日本語サポーター不要）			・トラック運転者　・バス運転者　・タクシー運転者 【3業務区分】
国交省	鉄道	育成就労評価試験（初級）	A1相当以上 ※運輸係員はA2.2相当以上	1年	A2.1相当以上 ※運輸係員はA2.2相当以上	特定技能1号評価試験又は育成就労評価試験（専門級）	A2.2相当以上 ※運輸係員はB1相当以上	特定技能1号評価試験又は技能検定（3級）	A2.2相当以上 ※運輸係員はB1相当以上			・軌道整備　・電気設備整備　・車両整備　・車両製造 ・運輸係員 ・駅･車両清掃 【6業務区分】
国交省	物流倉庫		A1相当以上		A2.1相当以上	特定技能1号評価試験	A2.2相当以上	特定技能1号評価試験	A2.2相当以上			物流倉庫 【1業務区分】

制度概要　②特定技能制度・育成就労制度の人材基準及び業務区分（2/2）

	特定産業分野 育成就労産業分野	人材基準等										業務区分
		1年経過時		本人意向による転籍		育成終了時		特定技能１号		特定技能２号		
		技能水準	日本語能力水準	制限期間	日本語能力水準	技能水準	日本語能力水準	技能水準	日本語能力水準	技能水準	日本語能力水準	
農水省	農業	育成就労評価試験（初級）	A1相当以上	1年	A2.1相当以上	育成就労評価試験（専門級）	A2.2相当以上	特定技能１号評価試験	A2.2相当以上	特定技能２号評価試験	B1相当以上	・耕種農業　・畜産農業 【２業務区分】
農水省	漁業					特定技能１号評価試験						・漁業　・養殖業 【２業務区分】
農水省	飲食料品製造業	育成就労評価試験（初級）又は技能検定（基礎級）		2年		育成就労評価試験（専門級）、技能検定（３級）又は特定技能１号評価試験						・飲食料品製造業　・水産加工業 【２業務区分】
農水省	外食業	育成就労評価試験（初級）				育成就労評価試験（専門級）又は特定技能１号評価試験						外食業 【１業務区分】
農水省	林業	技能検定（基礎級）		1年		技能検定（３級）		特定技能１号評価試験又は技能検定（3級）				林業 【１業務区分】
農水省	木材産業	育成就労評価試験（初級）				特定技能１号評価試験		特定技能１号評価試験				木材産業 【１業務区分】
環境省	資源循環			2年								廃棄物処分業（中間処理） 【１業務区分】

※青字は、新たに特定産業分野及び育成就労産業分野に追加されたもの（令和８年１月23日閣議決定）。新規分野の受入れは、産業上の分野等を定める省令等の公布・施行後、準備が整い次第の開始を予定。
※緑字は、既存分野のうち、新たな業務区分等が追加されたもの（令和８年１月23日閣議決定）。 自動車整備分野及び飲食料品製造業分野における新たな業務区分は、従前の業務区分（自動車整備及び飲食料品製造業）から切り分けたものであるが、令和９年３月３１日まで従前の業務区分で受け入れる経過措置を設けることとしている。
※特定技能制度及び育成就労制度における労働者派遣は、農業分野及び漁業分野のみ認められる。
※特定技能制度における在籍型出向は、航空分野及び鉄道分野のみ認められる。
※工業製品製造業分野においては、「機械金属加工区分」、「電気電子機器組立て区分」及び「金属表面処理区分」のみ特定技能２号へ移行可。
※育成就労終了時及び特定技能１号に求められる技能水準及び日本語能力水準は同等である。

【日本語能力水準について】
「A2.2」：日本語教育の参照枠A2相当のレベル
「A2.1」：日本語教育の参照枠A1に到達し、かつA2.2到達に向けて学習が進展しているレベル

制度概要　③技能実習・育成就労・特定技能の制度比較

	技能実習（団体監理型）	育成就労（監理型）	特定技能（1号）
関係法令	外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律／出入国管理及び難民認定法	外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律／出入国管理及び難民認定法	出入国管理及び難民認定法
在留資格	在留資格「技能実習」	在留資格「育成就労」	在留資格「特定技能」
在留期間	技能実習１号：１年以内、技能実習２号：２年以内、技能実習３号：２年以内（合計で最長５年）	通算3年（育成就労終了時の試験不合格者は一定要件の下、再受験のため最長1年間の延長が可能）	通算（妊娠、出産、育児その他のやむを得ない事情により業務に従事することができなかった期間を除く）5年（相当の理由があると認められる場合は6年）
外国人の技能水準	なし	就労開始時、1年経過時、終了時（特定技能1号移行時）において段階的に技能水準、日本語能力水準を試験等で確認	相当程度の知識又は経験が必要
入国時の試験	なし （介護職種のみ入国時A2.2レベルの日本語能力要件あり）	なし （介護分野は「日本語教育の参照枠」A2.2相当、鉄道分野（運輸係員の業務区分）はA1以上の日本語能力要件あり）	技能水準、日本語能力水準を試験等で確認 （技能実習２号を良好に修了した者は試験等免除）
送出機関	外国政府の推薦又は認定を受けた機関	外国政府の推薦又は認定を受けた機関	なし
監理団体	あり （非営利の事業協同組合等が実習実施者への監査その他の監理事業を行う。主務大臣による許可制）	なし	なし
支援機関	なし	あり（監理支援機関） （育成就労外国人と育成就労実施者の間の雇用関係の成立のあっせんや育成就労実施者に対する監理・指導、育成就労外国人への支援・保護等を行う。主務大臣による許可制）	あり（登録支援機関） （個人又は団体が受入れ機関からの委託を受けて特定技能外国人に住居の確保その他の支援を行う。出入国在留管理庁長官による登録制）
外国人と受入れ機関のマッチング	通常監理団体と送出機関を通して行われる	通常監理支援機関と送出機関を通して行われる	受入れ機関が直接海外で採用活動を行い又は国内外のあっせん機関等を通じて採用することが可能
受入れ機関の人数枠	常勤職員の総数に応じた人数枠あり	常勤職員の総数に応じた人数枠あり	人数枠なし（介護分野、建設分野を除く）
活動内容	技能実習計画に基づいて、講習を受け、及び技能等に係る業務に従事する活動（1号） 技能実習計画に基づいて技能等を要する業務に従事する活動（2号、3号）（非専門的・技術的分野）	特定技能1号水準の技能を有する人材の育成・確保を目的とした技能修得に従事する活動	相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する活動（専門的・技術的分野）
転籍・転職	原則不可。ただし、実習実施者の倒産等やむを得ない場合や、2号から3号への移行時は転籍可能	やむを得ない場合のほか、育成就労産業分野ごとに設定する転籍制限期間、技能水準及び日本語能力水準を満たす場合に、本人意向による転籍が可能	同一の業務区分内又は試験によりその技能水準の共通性が確認されている業務区分間において転職可能

制度概要　④受入れ機関と登録支援機関について

受入れ機関について

1　受入れ機関が外国人を受け入れるための基準

①　外国人と結ぶ雇用契約が適切（例：報酬額が日本人と同等以上）
②　機関自体が適切（例：５年以内に出入国・労働法令違反がない）
③　外国人を支援する体制あり（例：外国人が理解できる言語で支援できる）
④　外国人を支援する計画が適切（例：生活オリエンテーション等を含む）

2　受入れ機関の義務

①　外国人と結んだ雇用契約を確実に履行（例：報酬を適切に支払う）
②　外国人への支援を適切に実施
　→　支援については、登録支援機関に委託も可。
　　全部委託すれば１③も満たす。
③　出入国在留管理庁への各種届出

（注）①～③を怠ると外国人を受け入れられなくなるほか、出入国在留管理庁から指導、改善命令等を受けることがある。

登録支援機関について

1　登録を受けるための基準

①　機関自体が適切（例：５年以内に出入国・労働法令違反がない）
②　外国人を支援する体制あり（例：外国人が理解できる言語で支援できる）

2　登録支援機関の義務

①　外国人への支援を適切に実施
②　出入国在留管理庁への各種届出

（注）①②を怠ると登録を取り消されることがある。

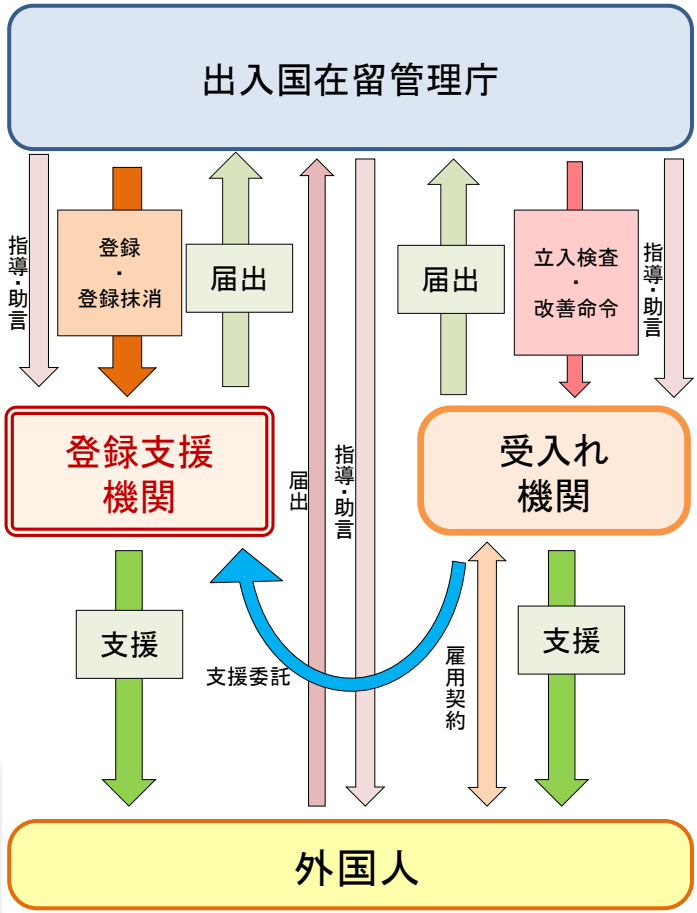

制度概要　⑤就労開始までの流れ

海外から来日する外国人

- 技能実習2号を良好に修了した外国人
  - 試験（技能・日本語）は免除
- 新規入国予定の外国人
  - 国外試験（技能・日本語）に合格

＜技能試験＞
・特定産業分野の業務区分に対応する試験
＜日本語試験＞
・国際交流基金日本語基礎テスト（国際交流基金）
　又は
・日本語能力試験（N4以上）（国際交流基金・日本国際教育支援協会）
など

日本国内に在留している外国人（中長期在留者）

- 技能実習2号を良好に修了した外国人
  - 試験（技能・日本語）は免除
- 留学生など
  - 試験（技能・日本語）に合格

求人募集に直接申し込む／民間の職業紹介事業者による求職のあっせん

求人募集に直接申し込む／ハローワーク・民間の職業紹介事業者による求職のあっせん

〔受入れ機関と雇用契約の締結〕
受入れ機関等が実施する事前ガイダンス等
健康診断の受診

地方出入国在留管理局

- 在留資格認定証明書交付申請
  - ※受入れ機関の職員等による代理申請
  - 審査
  - 在留資格認定証明書交付
  - 受入れ機関に在留資格認定証明書を送付
- 在留資格変更許可申請
  - ※本人申請が原則
  - 審査
  - 在留資格変更許可
  - 在留カードの交付

- 査証申請
  - ※受入れ機関等から送付された在留資格認定証明書を、在外公館へ提出

在外公館

- 審査
- 査証発給

- 在留カードの交付
  ※後日交付の場合あり
- 入国

〔外国人本人の要件〕
○18歳以上であること
○技能試験及び日本語試験に合格していること（技能実習2号を良好に修了した外国人は免除）
○特定技能1号で原則通算5年以上在留していないこと
○保証金を徴収されていないこと又は違約金を定める契約を締結していないこと
○自らが負担する費用がある場合、内容を十分に理解していること
など

〔入国後（又は在留資格の変更後）、遅滞なく実施すること〕
○受入れ機関等が実施する生活オリエンテーションの受講
○住居地の市区町村等で住民登録
○給与口座の開設
○住宅の確保
など

受入れ機関での就労開始

支援計画の概要①

ポイント

○　受入れ機関は、１号特定技能外国人に対して「特定技能１号」の活動を安定的かつ円滑に行うことができるようにするための職業生活上、日常生活上又は社会生活上の支援の実施に関する計画（１号特定技能外国人支援計画。以下「支援計画」という。）を作成し、当該計画に基づき支援を行わなければならない。

※特定技能２号については、支援義務がない。

■　支援計画の作成

・受入れ機関は、在留諸申請（※）に当たり、支援計画を作成し、当該申請の際にその他申請書類と併せて提出しなければならない。

※ 特定技能1号に関する在留資格認定証明書交付申請、在留資格変更許可申請等

■　支援計画の主な記載事項

・職業生活上、日常生活上又は社会生活上の支援として必要であるとして省令で定められた10項目（13ページ参照）の実施内容・方法等
・支援責任者及び支援担当者の氏名及び役職等
・支援の実施を契約により他の者に委託する場合の当該他の者の氏名及び住所等
・登録支援機関（登録支援機関に委託する場合のみ）

■　支援計画実施の登録支援機関への委託

・受入れ機関は、支援計画の全部又は一部の実施を他の者に委託することができる（支援委託契約を締結）。
・受入れ機関が支援計画の全部の実施を登録支援機関（15ページ参照）に委託する場合には、外国人を支援する体制があるものとみなされる。
・登録支援機関は、委託を受けた支援業務の実施を更に委託することはできない。（支援業務の履行を補助する範囲で通訳人などを活用することは可能）

支援計画の概要②

①事前ガイダンス

・在留資格認定証明書交付申請前又は在留資格変更許可申請前に、労働条件・活動内容・入国手続・保証金徴収の有無等について、対面・テレビ電話等で説明

②出入国する際の送迎

・入国時に空港等と事業所又は住居への送迎
・帰国時に空港の保安検査場までの送迎・同行

③住居確保・生活に必要な契約支援

・連帯保証人になる・社宅を提供する等
・銀行口座等の開設・携帯電話やライフラインの契約等を案内・各手続の補助

④生活オリエンテーション

・円滑に社会生活を営めるよう日本のルールやマナー、公共機関の利用方法や連絡先、災害時の対応等の説明

⑤公的手続等への同行

・必要に応じ住居地・社会保障・税などの手続の同行、書類作成の補助

⑥日本語学習の機会の提供

・日本語教室等の入学案内、日本語学習教材の情報提供等

⑦相談・苦情への対応

・職場や生活上の相談・苦情等について、外国人が十分に理解することができる言語での対応、内容に応じた必要な助言、指導等

⑧日本人との交流促進

・自治会等の地域住民との交流の場や、地域のお祭りなどの行事の案内や、参加の補助等

⑨転職支援（人員整理等の場合）

・受入れ側の都合により雇用契約を解除する場合の転職先を探す手伝いや、推薦状の作成等に加え、求職活動を行うための有給休暇の付与や必要な行政手続の情報の提供

⑩定期的な面談・行政機関への通報

・支援責任者等が外国人及びその上司等と定期的（3か月に1回以上）に面談し、労働基準法違反等があれば通報

特定技能制度における地域の共生施策に関する連携

1　趣旨

今後、特定技能外国人のより一層の増加が見込まれる中、特定技能所属機関においては、
・地域における外国人との共生社会の実現のため寄与する責務があること
・１号特定技能外国人に対する支援は地域の外国人との共生に係る取組を踏まえて行うこと
が求められる。

2　制度概要

協力確認書の提出

特定技能所属機関は、特定技能外国人の受入れに当たり、次のいずれかの時点において、当該外国人が活動する事業所の所在地及び住居地が属する市区町村に対し、「協力確認書」※を提出する。
・初めて特定技能外国人を受け入れる場合には、当該外国人と特定技能雇用契約を締結後、在留資格認定証明書交付申請又は在留資格変更許可申請を行う前
・既に特定技能外国人を受け入れている場合には、施行期日以降、初めて当該外国人に係る在留資格変更許可申請又は在留期間更新許可申請を行う前
※　地方公共団体から共生施策に対する協力を求められた場合には、当該要請に応じ、必要な協力をする旨の文書。

在留諸申請における申告

特定技能外国人に係る在留諸申請において、特定技能所属機関は、当該外国人が活動する事業所の所在地及び住居地が属する地方公共団体が実施する共生施策について必要な協力をすることとしている旨を申告する。

１号特定技能外国人支援計画の作成・実施

特定技能所属機関は、支援計画の作成・実施において、地方公共団体において実施する共生施策を確認し、これを踏まえた支援計画を作成の上、当該支援を適切に実施する。

地方公共団体からの協力要請への対応

特定技能所属機関は、地方公共団体から共生施策に係る協力を求められれば、それが共生社会の実現に必要な施策であり、特定技能外国人に対する支援に資するものである場合、当該協力要請に応じる。
※　本件取組における地方公共団体が実施する共生施策とは、例えば、各種行政サービス、交通・ゴミ出しのルール、医療・公衆衛生や防災訓練・災害対応、地域イベント、日本語教室等に関する施策等が想定される。

3　運用イメージ

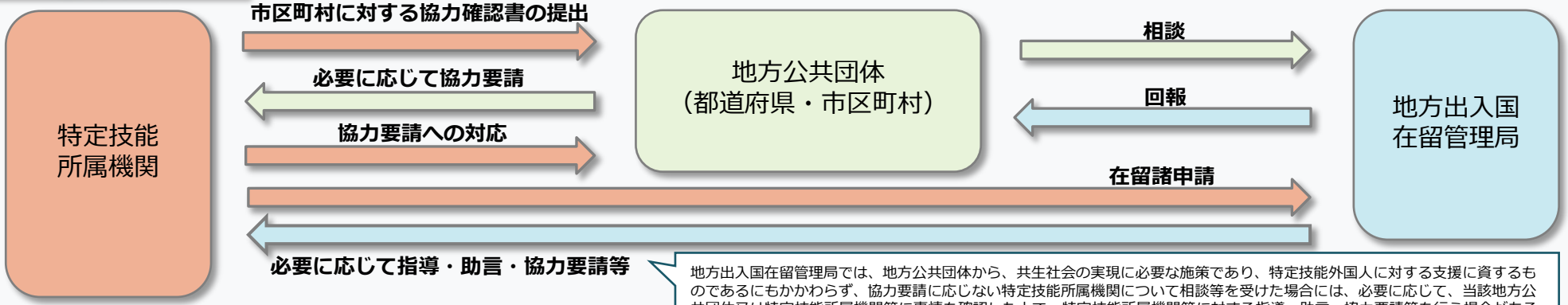

地方出入国在留管理局では、地方公共団体から、共生社会の実現に必要な施策であり、特定技能外国人に対する支援に資するものであるにもかかわらず、協力要請に応じない特定技能所属機関について相談等を受けた場合には、必要に応じて、当該地方公共団体又は特定技能所属機関等に事情を確認した上で、特定技能所属機関等に対する指導・助言・協力要請等を行う場合がある。

登録支援機関とは

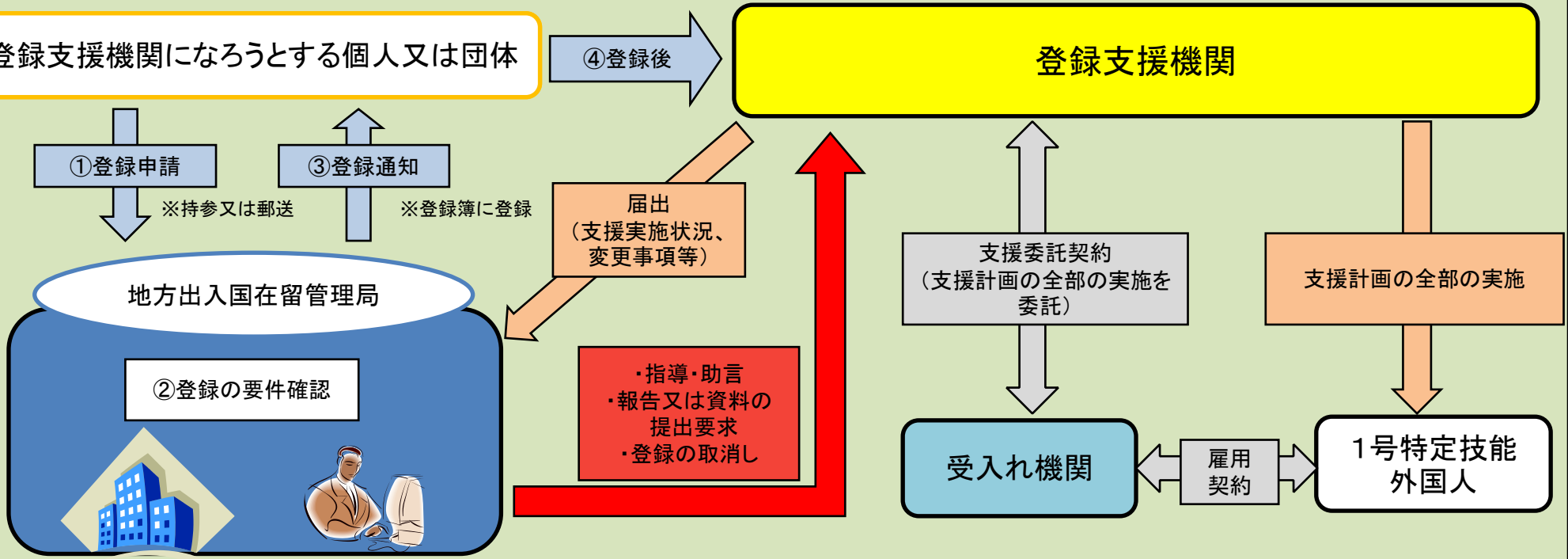

登録支援機関とは

- ○ 登録支援機関は、受入れ機関との支援委託契約により、支援計画に基づく支援の全部の実施を行う。
- ○ 登録支援機関になるためには、出入国在留管理庁長官の登録を受ける必要がある。
- ○ 登録を受けた機関は、登録支援機関登録簿に登録され、出入国在留管理庁ホームページに掲載される。
- ○ 登録の期間は5年間であり、更新が可能である。
- ○ 登録には申請手数料が必要である。（新規登録2万8，400円、登録更新1万1，100円）
- ○ 登録支援機関は、出入国在留管理庁長官に対し、定期又は随時の各種届出を行う必要がある。

届出・報告について（受入れ機関・登録支援機関）

ポイント

○　受入れ機関及び登録支援機関は、出入国在留管理庁長官に対し、各種届出を随時又は定期に行わなければならない。
○　登録支援機関は、支援業務の実施が困難になった場合等には、出入国在留管理庁長官に対し報告を行うこととされている。
○　受入れ機関による届出の不履行や虚偽の届出については罰則の対象とされている。

■　随時の届出

【受入れ機関の届出】※違反の場合、指導や罰則の対象
- ・特定技能雇用契約の変更、終了、新たな契約の締結に関する届出
- ・支援計画の変更に関する届出
- ・登録支援機関との支援委託契約の締結、変更、終了に関する届出
- ・特定技能外国人の受入れ困難時の届出
- ・特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の基準不適合に係る届出

【登録支援機関の届出】※違反の場合、指導や登録の取消しの対象
- ・登録の申請事項の変更の届出
- ・支援業務の休廃止の届出

■　定期の届出　※違反の場合、指導や罰則の対象

・特定技能外国人の受入れ・活動・支援実施状況に関する届出
（受入れ状況：特定技能外国人の受入れ総数、氏名等の情報、活動日数、場所、業務内容等）
（活動状況：報酬の支払状況、離職者数、行方不明者数、受入れに要した費用の額等）
（支援実施状況：相談内容及び対応結果等）

【定期届出】
対象年の４月１日から翌年３月３１日までの受入れ・活動・支援実施状況について、翌年４月１日から５月３１日までに提出

※支援計画の全部の実施を登録支援機関に委託した場合は、受入れ機関と登録支援機関が連名で届出を行う。

■　随時の報告【登録支援機関のみ】】※違反の場合、指導や登録の取消しの対象

・1号特定技能外国人支援計画の実施における特異事案報告
（支援計画の実施が困難となったとき、支援の全部委託を受けた特定技能所属機関の基準不適合を把握した場合等）

特定技能・育成就労制度における分野別の協議会について

出入国在留管理庁 Immigration Services Agency
厚生労働省 Ministry of Health, Labour and Welfare

ポイント

○　特定技能・育成就労制度では、制度の適切な運用を図るため、分野所管省庁が分野ごとに協議会を設置することとしており、受入れ機関（特定技能所属機関・育成就労実施者）には、それぞれ、この協議会への加入を義務付け。

○　特定技能制度の建設分野・工業製品製造業分野においては、外国人の適切かつ円滑な受入れのために、協議会の設置に加え、特定技能所属機関は、分野所管省庁の登録を受けた法人（登録法人）に加入しなければならないとしている。なお、登録法人は、協議会の構成員となる。

協議会のイメージ

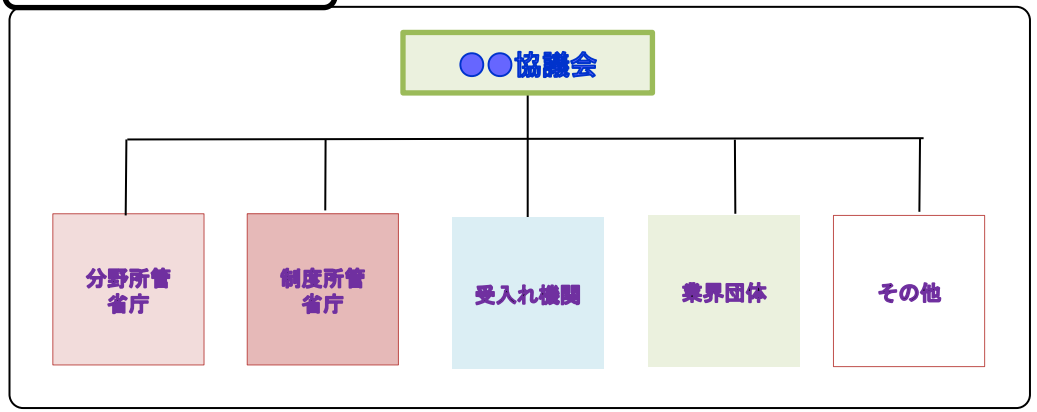

（登録法人がある場合）

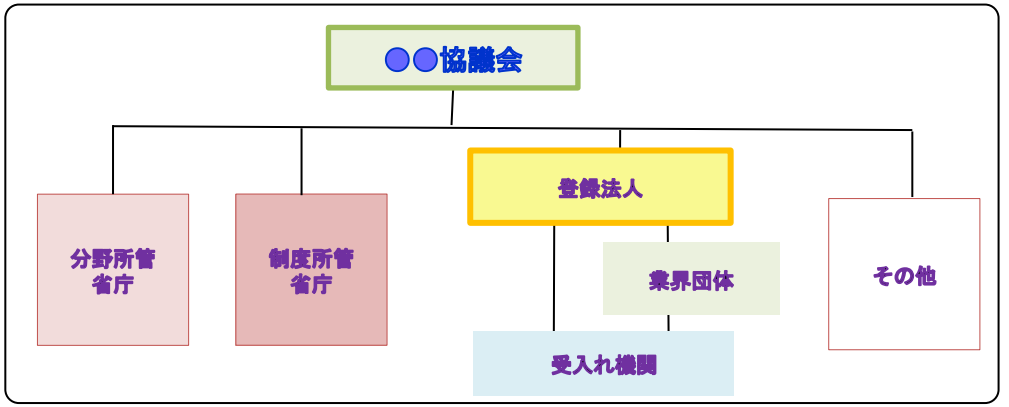

協議会の主な活動内容

○　特定技能外国人・育成就労外国人の受入れに係る制度の趣旨や優良事例の周知
○　受入れ機関、登録支援機関・監理支援機関等に対する法令遵守の啓発
○　就業構造の変化や経済情勢の変化に関する情報の把握・分析
○　地域別の人手不足の状況の把握・分析
○　人手不足状況、受入れ状況等を踏まえた大都市圏等への集中回避に係る対応策の検討・調整（特定地域への過度な集中が認められる場合の構成員に対する必要な要請等を含む）
○　受入れの円滑かつ適正な実施のために必要な情報の共有等

特定技能における分野所管省庁との情報連携について

ポイント

○　出入国在留管理庁は、制度の更なる適正化を図るため、分野所管省庁と相互に情報連携を行う。
○　提供された情報は、出入国在留管理庁においては指導・助言、実態調査等に、分野所管省庁においては分野や分野別協議会の各種取組に活用する。

イメージ

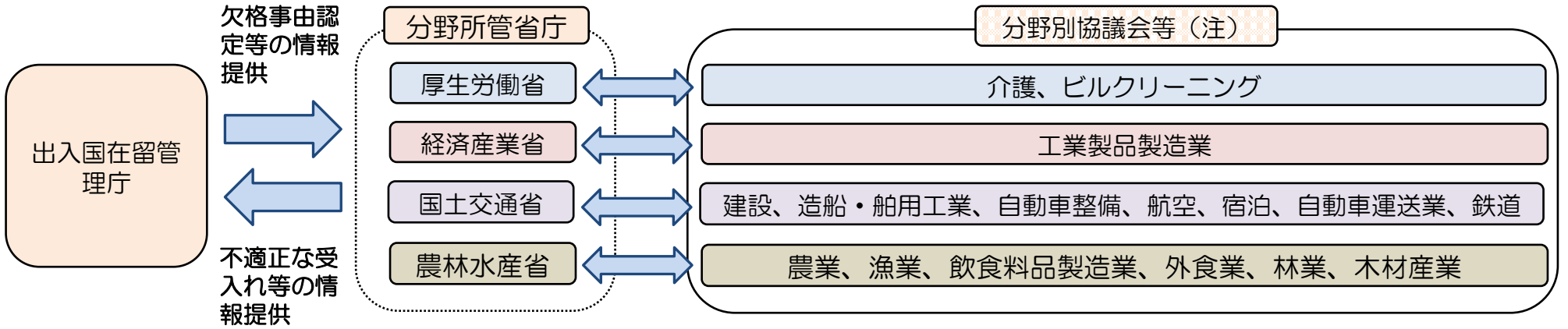

情報提供の内容

1　出入国在留管理庁が分野所管省庁に提供する情報
- ○　改善命令又は欠格事由認定を受けた特定技能所属機関に関する情報
- ○　行方不明となった特定技能外国人の所属する特定技能所属機関に関する情報
- ○　分野別協議会構成員の資格要件を欠く疑いがある特定技能所属機関に関する情報

2　分野所管省庁が出入国在留管理庁に提供する情報
- ○　不適正な受入れの疑いが認められた特定技能所属機関に関する情報
- ○　分野別協議会から除名（構成員資格取消し）された特定技能所属機関に関する情報

（注）建設分野及び工業製品製造業分野においては、受入れ機関は別途告示で定める法人に所属することが求められ、当該法人が協議会構成員となる。

「特定技能」に関する二国間取決め（ＭＯＣ）の概要

政府基本方針（令和７年３月１１日閣議決定）

保証金を徴収するなどの悪質な仲介事業者（ブローカー）等の介在防止のため、二国間取決めなどの政府間文書の作成等、必要な方策を講じる。

総合的対応策（令和７年度改訂）（令和７年６月６日関係閣僚会議決定）

○　外国人材の適正・円滑な受入れの促進に向けた取組み：悪質な仲介事業者等の排除

「特定技能」の在留資格について、悪質な仲介事業者の排除を目的とし、情報共有の枠組みの構築を内容とする二国間取決めのための政府間文書を作成した国について、制度の運用状況等を踏まえ、当該国との情報連携及び協議を着実に進めるとともに、必要に応じ、政府間文書の内容の見直しを行う。また、かかる政府間文書の作成に至っていない国であって送出しが想定されるものとの間では、同様の政府間文書の作成に向けた交渉を引き続き進める。

二国間取決めのポイント

○　情報共有

特定技能外国人の円滑かつ適正な送出し・受入れの確保等のために必要又は有益な情報を速やかに共有する。この情報には、特定技能外国人に係る求人・求職に関与する両国内の機関による以下の行為に関する情報を含む。

- 保証金の徴収、違約金の定め、人権侵害行為、偽変造文書等の行使及び費用の不当な徴収等

○　問題是正のための協議

定期又は随時に協議を行い、本制度の適正な運用のために改善が必要と認められる問題の是正に努める。

二国間取決めのイメージ

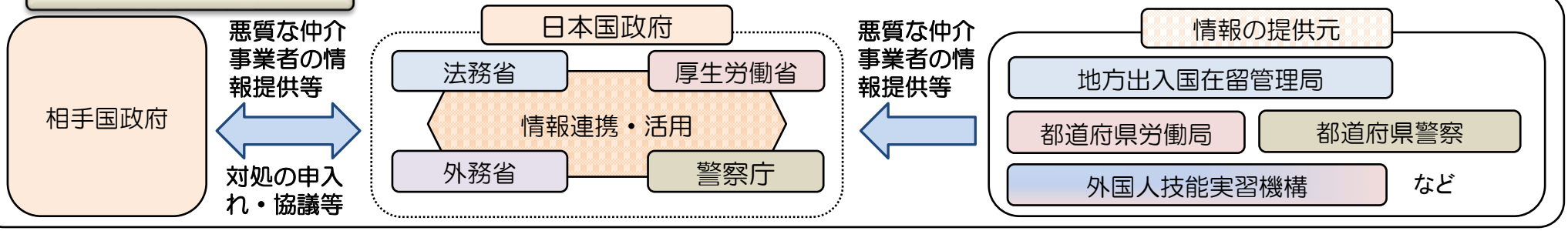

署名状況（１７か国）

フィリピン（H31.3.19）、カンボジア（H31.3.25）、ネパール（H31.3.25）、ミャンマー（H31.3.28）、モンゴル（H31.4.17）、スリランカ（R1.6.19）、インドネシア（R1.6.25）、ベトナム（R1.7.1文書交換）、バングラデシュ（R1.8.27）、ウズベキスタン（R1.12.17）、パキスタン（R1.12.23）、タイ（R2.2.4）、インド（R3.1.18）、マレーシア（R4.5.26）、ラオス（R4.7.28）、キルギス（R5.7.6）、タジキスタン（R6.8.8）

特定技能制度における行政処分等について

特定技能所属機関

実地調査 ― 届出情報・情報提供等

- 法令違反あり
  - 指導・助言（※報告徴収・立入検査）
    - ○ 重大・悪質な法令違反等 → 欠格事由該当
    - ○ 同種違反を繰り返す場合等 → 欠格事由該当
    - 未改善 → 欠格事由該当
    - 改善命令 → 改善確認
    - 未改善 → 欠格事由該当
  - 改善報告 → 指導終了（法令違反等の内容が重大・悪質な場合、「欠格事由該当」となることがあります。）
- 法令違反なし → 調査終了

登録支援機関

実地調査 ― 届出情報・情報提供等

- 法令違反あり
  - 指導・助言（※報告又は資料の提出）
    - ○ 重大・悪質な法令違反等 → 登録の取消し
    - ○ 同種違反を繰り返す場合等 → 登録の取消し
    - 未改善 → 登録の取消し
  - 改善報告 → 指導終了（法令違反等の内容が重大・悪質な場合、「登録の取消し」となることがあります。）
- 法令違反なし → 調査終了

関係法令等

指導・助言
入管法第１９条の１９

報告徴収・立入検査
入管法第１９条の２０
※必要に応じて実施

改善命令
入管法第１９条の２１

欠格事由（該当）
特定技能基準省令において定める受入れの基準(を満たしていない)

指導・助言
入管法第１９条の３１

報告又は資料の提出
入管法第１９条の３４
※必要に応じて実施

登録の取消し
入管法第１９条の３２
（取消事由）
・登録拒否事由に該当
・委託を受けた支援等を実施していない
・支援に必要な体制を有していない　等

特定技能制度運用状況①

特定技能1号在留外国人数（令和7年12月末現在：速報値）

特定技能１号在留外国人数　　３８２，３４１人

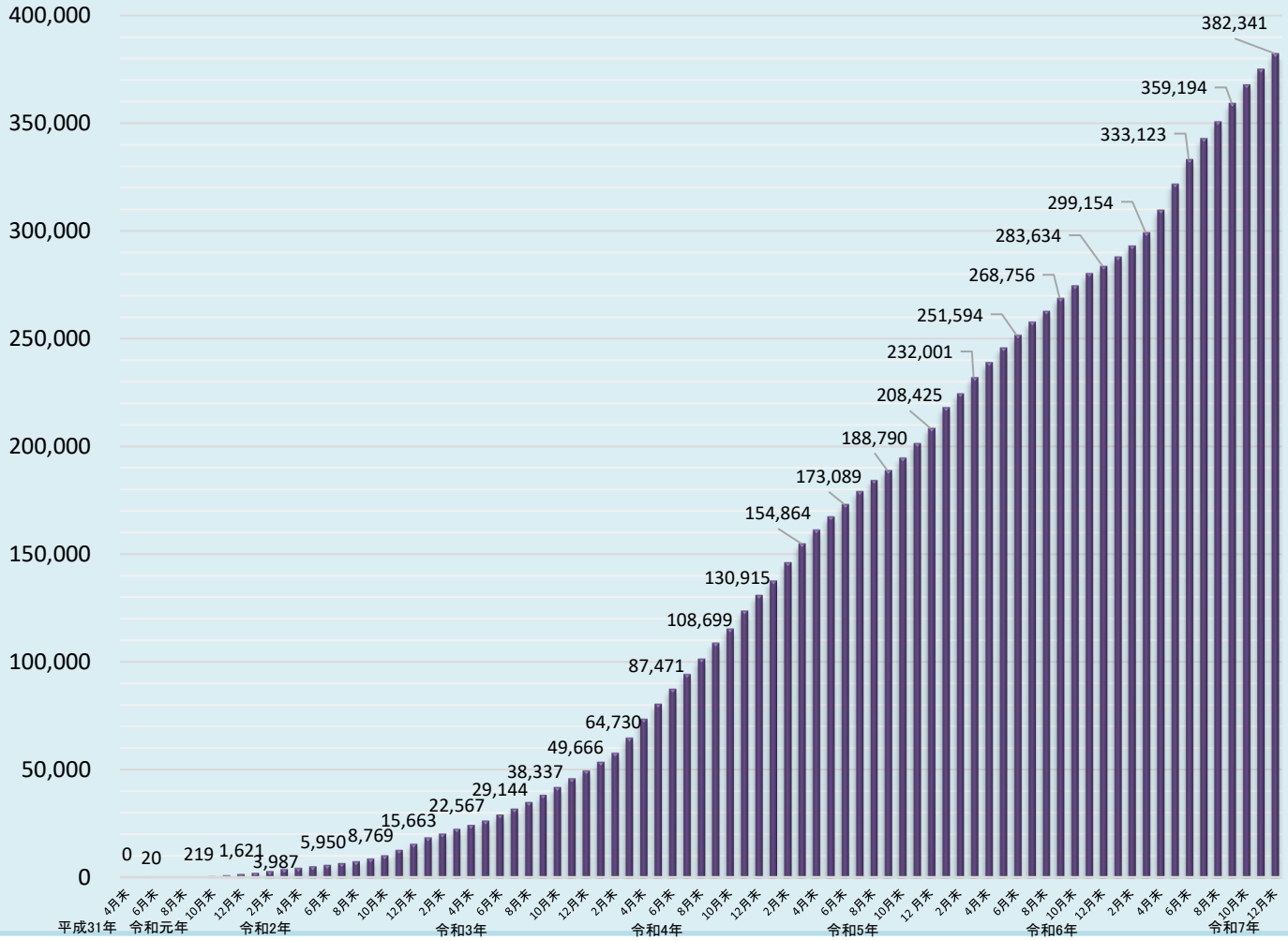

分野	人数
介護	67，871人
ビルクリーニング	8，395人
工業製品製造業	56，736人
建設	49，323人
造船・舶用工業	11，204人
自動車整備	4，560人
航空	2，260人
宿泊	1，968人
自動車運送業（※）	151人
鉄道（※）	54人
農業	37，952人
漁業	4，590人
飲食料品製造業	93，393人
外食業	43，869人
林業（※）	0人
木材産業（※）	15人

（※）令和6年3月に受入れ対象分野として追加

特定技能制度運用状況②

特定技能2号在留外国人数（令和7年12月末現在：速報値）

特定技能２号在留外国人数　　７，９５５人

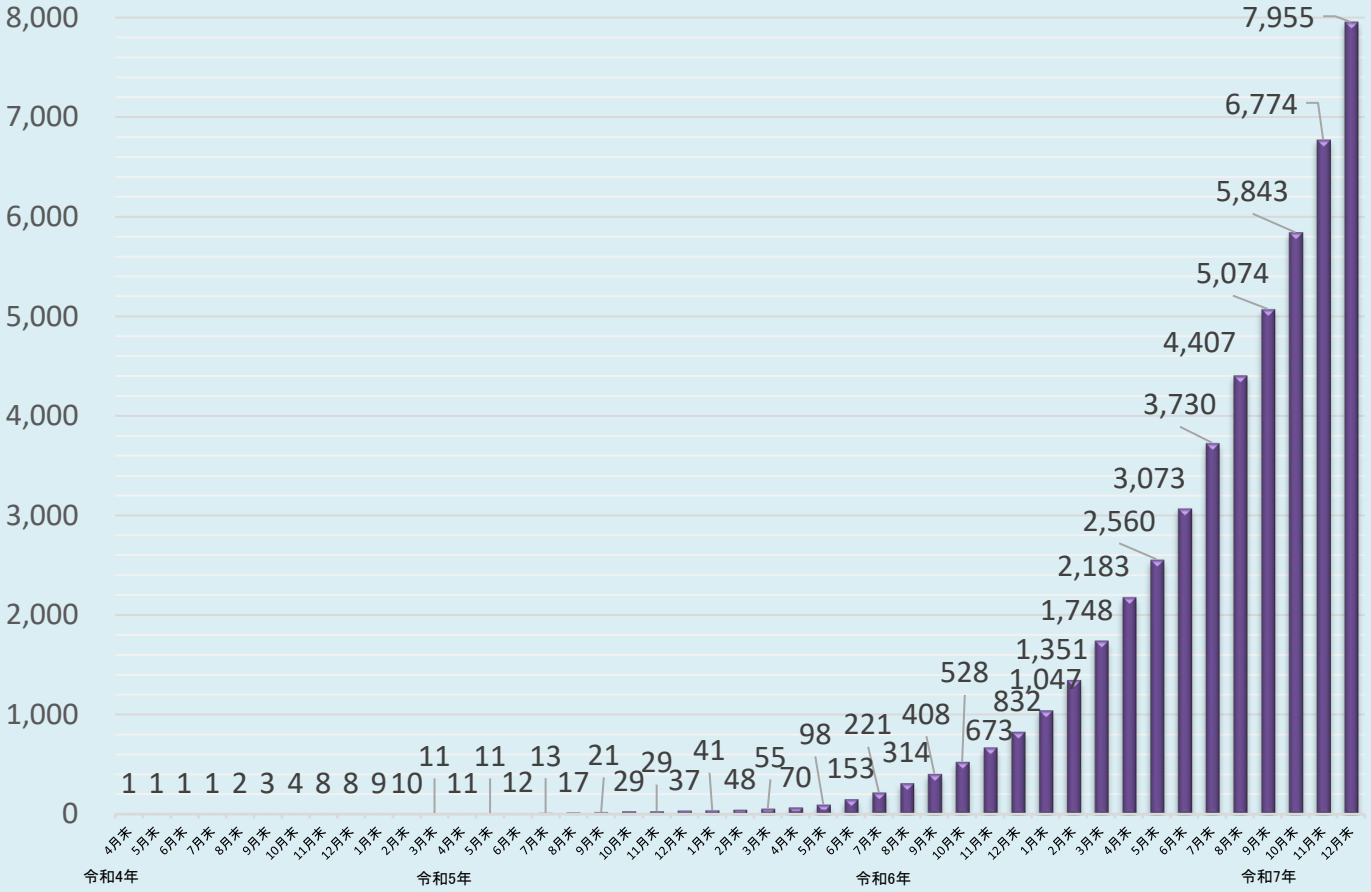

分野	人数
ビルクリーニング	17人
工業製品製造業	840人
建設	1，799人
造船・舶用工業	336人
自動車整備	320人
航空	3人
宿泊	30人
農業	1，282人
漁業	21人
飲食料品製造業	2，251人
外食業	1，056人

（注）「特定技能2号」の在留資格は令和４年４月に初めて許可。

特定技能制度運用状況③

特定技能在留外国人数（令和7年12月末現在：速報値）

特定技能在留外国人数　３９０，２９６人（注２）

都道府県別特定技能在留外国人数

都道府県	北海道	青森県	岩手県	宮城県	秋田県	山形県	福島県	茨城県	栃木県	群馬県	埼玉県	千葉県	東京都	神奈川県	新潟県	富山県	石川県	福井県	山梨県	長野県	岐阜県	静岡県	愛知県	三重県
在留数	16,666	1,999	2,477	3,821	783	1,749	2,682	17,955	7,094	11,199	25,225	24,143	26,171	23,266	3,452	3,529	3,802	2,262	2,690	6,929	9,022	11,754	30,605	8,101
構成比	4.3%	0.5%	0.6%	1.0%	0.2%	0.4%	0.7%	4.6%	1.8%	2.9%	6.5%	6.2%	6.7%	6.0%	0.9%	0.9%	1.0%	0.6%	0.7%	1.8%	2.3%	3.0%	7.8%	2.1%

都道府県	滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県	鳥取県	島根県	岡山県	広島県	山口県	徳島県	香川県	愛媛県	高知県	福岡県	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県	宮崎県	鹿児島県	沖縄県	未定・不詳
在留数	4,537	7,813	26,013	14,230	2,764	1,688	1,025	1,049	6,235	12,409	3,504	1,794	6,004	5,293	1,717	14,211	2,863	3,932	8,149	3,364	3,042	6,133	4,646	505
構成比	1.2%	2.0%	6.7%	3.6%	0.7%	0.4%	0.3%	0.3%	1.6%	3.2%	0.9%	0.5%	1.5%	1.4%	0.4%	3.6%	0.7%	1.0%	2.1%	0.9%	0.8%	1.6%	1.2%	0.1%

特定産業分野別特定技能在留外国人数

分野	介護	ビルクリーニング	工業製品製造業	建設	造船・舶用工業	自動車整備	航空	宿泊	自動車運送業	鉄道	農業	漁業	飲食料品製造業	外食業	林業	木材産業
在留数	67,871	8,412	57,576	51,122	11,540	4,880	2,263	1,998	151	54	39,234	4,611	95,644	44,925	0	15
構成比	17.4%	2.2%	14.8%	13.1%	3.0%	1.3%	0.6%	0.5%	0.0%	0.0%	10.1%	1.2%	24.5%	11.5%	0.0%	0.0%

国籍・地域別特定技能在留外国人数

国籍・地域	ベトナム	インドネシア	ミャンマー	フィリピン	中国	ネパール	カンボジア	タイ	その他
在留数	164,352	86,955	44,523	35,862	22,105	12,387	8,500	6,817	8,795
構成比	42.1%	22.3%	11.4%	9.2%	5.7%	3.2%	2.2%	1.7%	2.3%

（注１）小数点第二位で四捨五入。

（注２）「特定技能２号」の許可を受けて在留する者（７，９５５人）を含む。

登録支援機関数・特定技能所属機関数

登録支援機関数（令和8年2月末現在：速報値）	11,158

特定技能所属機関数（令和6年12月末現在：速報値）	50,099

特定技能制度運用状況④

技能試験及び日本語試験の実施状況について（令和7年12月末現在）（速報値）（注1）

技能試験	実施国	受験者数（人） 令和7年12月末			合格者数（人） 令和7年12月末			合格者数（人） 令和7年6月末			合格者数（人） 令和6年12月末		
介護（注2）	国内・海外13か国 フィリピン・カンボジア・インドネシア・ネパール・モンゴル・ミャンマー・タイ・ベトナム・スリランカ・インド・ウズベキスタン・バングラデシュ・パキスタン	208,119	特定技能1号	208,119	162,759	特定技能1号	162,759	135,685	特定技能1号	135,685	113,582	特定技能1号	113,582
			特定技能2号			特定技能2号			特定技能2号			特定技能2号	
ビルクリーニング	国内・海外13か国 フィリピン・カンボジア・インドネシア・ネパール・モンゴル・ミャンマー・タイ・ベトナム・スリランカ・ウズベキスタン・パキスタン・マレーシア・キルギス	20,487	特定技能1号	20,303	16,281	特定技能1号	16,262	14,169	特定技能1号	14,152	12,346	特定技能1号	12,338
			特定技能2号	184		特定技能2号	19		特定技能2号	17		特定技能2号	8
工業製品製造業	国内・海外7か国 フィリピン・インドネシア・ネパール・ミャンマー・タイ・ベトナム・インド	14,834	特定技能1号	8,145	4,889	特定技能1号	1,548	2,673	特定技能1号	1,216	2,313	特定技能1号	1,126
			特定技能2号	6,689		特定技能2号	3,341		特定技能2号	1,457		特定技能2号	1,187
建設	国内・海外13か国 フィリピン・カンボジア・インドネシア・ネパール・モンゴル・ミャンマー・タイ・ベトナム・スリランカ・インド・ウズベキスタン・バングラデシュ・パキスタン	26,167	特定技能1号	10,522	9,001	特定技能1号	4,160	4,559	特定技能1号	3,213	2,903	特定技能1号	2,381
			特定技能2号	15,645		特定技能2号	4,841		特定技能2号	1,346		特定技能2号	522
造船・舶用工業	国内・海外1か国 フィリピン	1,137	特定技能1号	285	980	特定技能1号	261	661	特定技能1号	251	463	特定技能1号	242
			特定技能2号	852		特定技能2号	719		特定技能2号	410		特定技能2号	221
自動車整備	国内・海外4か国 フィリピン・インドネシア・ベトナム・スリランカ	12,627	特定技能1号	10,459	8,399	特定技能1号	7,660	6,412	特定技能1号	5,979	4,679	特定技能1号	4,595
			特定技能2号	2,168		特定技能2号	739		特定技能2号	433		特定技能2号	84
航空	国内・海外5か国 フィリピン・インドネシア・ネパール・モンゴル・スリランカ	9,510	特定技能1号	9,476	5,841	特定技能1号	5,837	4,764	特定技能1号	4,760	4,071	特定技能1号	4,071
			特定技能2号	34		特定技能2号	4		特定技能2号	4		特定技能2号	0
宿泊	国内・海外8か国 フィリピン・インドネシア・ネパール・ミャンマー・タイ・ベトナム・スリランカ・インド	28,446	特定技能1号	28,269	18,818	特定技能1号	18,763	16,120	特定技能1号	16,086	12,881	特定技能1号	12,861
			特定技能2号	177		特定技能2号	55		特定技能2号	34		特定技能2号	20
自動車運送業	国内・海外14か国 フィリピン・カンボジア・インドネシア・ネパール・モンゴル・ミャンマー・タイ・スリランカ・インド・ウズベキスタン・バングラディシュ・パキスタン・マレーシア・ラオス	5,557	特定技能1号	5,557	4,010	特定技能1号	4,010	1,902	特定技能1号	1,902	47	特定技能1号	47
			特定技能2号			特定技能2号			特定技能2号			特定技能2号	
鉄道	国内	50	特定技能1号	50	38	特定技能1号	38	30	特定技能1号	30			
			特定技能2号			特定技能2号			特定技能2号				
農業	国内・海外13か国 フィリピン・カンボジア・インドネシア・ネパール・モンゴル・ミャンマー・タイ・ベトナム・スリランカ・インド・ウズベキスタン・バングラデシュ・パキスタン	124,031	特定技能1号	116,973	107,055	特定技能1号	104,277	92,089	特定技能1号	90,332	75,495	特定技能1号	74,757
			特定技能2号	7,058		特定技能2号	2,778		特定技能2号	1,757		特定技能2号	738
漁業	国内・海外1か国 インドネシア	4,957	特定技能1号	4,670	2,693	特定技能1号	2,630	2,513	特定技能1号	2,481	2,176	特定技能1号	2,160
			特定技能2号	287		特定技能2号	63		特定技能2号	32		特定技能2号	16
飲食料品製造業	国内・海外4か国 フィリピン・インドネシア・ミャンマー・ベトナム	206,224	特定技能1号	195,900	123,216	特定技能1号	117,606	107,942	特定技能1号	104,486	86,462	特定技能1号	85,403
			特定技能2号	10,324		特定技能2号	5,610		特定技能2号	3,456		特定技能2号	1,059
外食業	国内・海外9か国 フィリピン・カンボジア・インドネシア・ネパール・ミャンマー・タイ・ベトナム・スリランカ・インド	197,293	特定技能1号	193,117	132,159	特定技能1号	129,907	120,425	特定技能1号	119,022	97,476	特定技能1号	96,941
			特定技能2号	4,176		特定技能2号	2,252		特定技能2号	1,403		特定技能2号	535
林業	国内	31	特定技能1号	31	17	特定技能1号	17	4	特定技能1号	4			
			特定技能2号			特定技能2号			特定技能2号				
木材産業	国内・海外1か国 インドネシア	360	特定技能1号	360	176	特定技能1号	176	68	特定技能1号	68	20	特定技能1号	20
			特定技能2号			特定技能2号			特定技能2号			特定技能2号	
合計		**859,830**	特定技能1号	812,236	**596,332**	特定技能1号	575,911	**510,016**	特定技能1号	499,667	**414,914**	特定技能1号	410,524
			特定技能2号	47,594		特定技能2号	20,421		特定技能2号	10,349		特定技能2号	4,390

日本語試験	実施国	受験者数（人） 令和7年12月末	合格者数（人） 令和7年12月末	合格者数（人） 令和7年6月末	合格者数（人） 令和6年12月末
日本語基礎テスト（JFT Basic）	国内・海外13か国 フィリピン・カンボジア・インドネシア・ネパール・モンゴル・ミャンマー・タイ・ベトナム・スリランカ・インド・ウズベキスタン・バングラデシュ・パキスタン	512,417	229,861	180,504	142,444

（注1）受験者数及び合格者数には、令和7年12月末までに実施し、令和8年1月末までに結果が公表された技能試験及び日本語試験を計上している（令和8年1月末時点で速報値を更新）。
（注2）介護分野の介護日本語評価試験については、受験者数及び合格者数に計上していない。

１号特定技能外国人の活動後の在留状況について

特定技能外国人の受入れ開始の初期に「特定技能１号」を許可された者の現在の在留状況について

○ 令和元年の在留者1,625人と令和２年の在留者14,366人（令和元年の在留者は除く。）について、令和８年１月23日現在の在留状況を確認したもの。（いずれも速報値）

※各年の在留者は、同年に「特定技能１号」をはじめて許可された者であり、各年末の在留者数とは数値が異なる。

※各年の在留者の現在の在留状況を抽出したものであるが、出国した者については、その後別の在留資格で入国しても現に在留中の者としては計上されない。

○ 特定技能２号に移行している者は、各年の在留者とも一部（令和元年在留者の11.4%、令和２年在留者14.3%）に留まる。

○ 各年の在留者について、「出国等」が最も割合が大きい。

※出国等とは、単純出国、再入国許可期限の満了等のこと。

令和8年1月23日現在の在留状況

令和元年の在留者

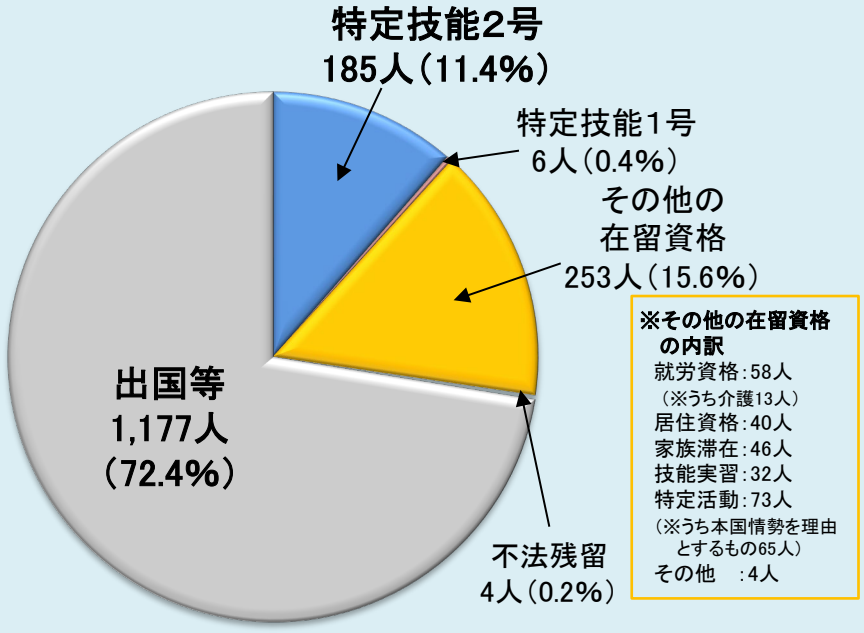

令和２年の在留者

※令和元年の在留者は除く。

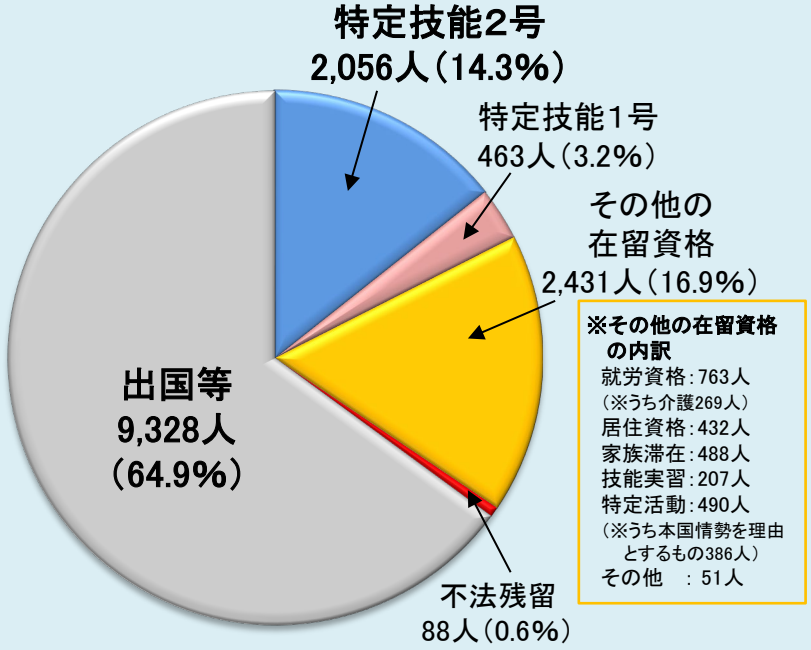

（注）特定技能1号について
通算在留期間に含まれない期間（事情がある休業等）があることなどから、はじめて許可されてから5年以上経過する者がいる。
また、令和2年の在留者においては、在留資格変更許可申請中の特例期間にあるため、「特定技能1号」に計上される者がいる。

基本方針・主務省令等について

1　両制度の意義・受入れ分野に関する事項

【特定技能制度について】

○　特定技能制度の意義は、人材を確保することが困難な状況にあるため外国人により不足する人材の確保を図るべき産業上の分野（特定産業分野）において、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人を受け入れていく仕組みを構築することである。

○　特定技能制度の特定産業分野は生産性向上や国内人材確保のための取組を行った上でなお人材を確保することが困難な分野とする。

【育成就労制度について】

○　育成就労制度の意義は、特定産業分野のうち、外国人にその分野に属する技能を本邦において就労を通じて修得させることが相当である分野（育成就労産業分野）に属する相当程度の知識又は経験を必要とする技能を有する人材を育成するとともに、育成就労産業分野における人材を確保する仕組みを構築することである。

○　育成就労外国人の受入れは、特定産業分野のうち、特定技能１号水準の技能を３年間の就労を通じて修得させることが相当である分野（育成就労産業分野）に限って行う。

○　育成就労において派遣形態での受入れができるのは、季節的業務に従事させる必要がある分野に限られる。

【両制度の共通事項について】

○　分野別運用方針で、人手不足の状況を踏まえて受入れ対象分野を定める。

○　分野別運用方針において、原則として５年ごとの受入れ見込数を示し、受入れ見込数は外国人受入れの上限数として運用する。

2　受け入れる外国人材に関する基本的事項

○　１号特定技能外国人、２号特定技能外国人、育成就労外国人について、求められる技能及び日本語の水準、在留期間、家族帯同の可否等についてそれぞれ定める（整理すると以下の表のとおりとなる。）。

	育成就労	特定技能1号	特定技能2号
技能水準 ※１	**終了時点で特定技能1号水準に達することが必要**	**相当程度の知識又は経験を必要とする技能**（特定技能1号評価試験、技能検定3級等を想定）	**熟練した技能**（特定技能2号評価試験、技能検定1級等を想定）
日本語能力水準 ※１	就労開始前：**A1相当（相当講習でも可）** 終了時点：**A2相当**	**A2相当**	**B1相当**
期間	**3年** （試験に不合格だった場合、最長1年延長）	**通算で5年を上限** **一部例外を規定** ※２	**在留期間の更新回数に上限はない**
家族帯同	**基本的に不可**	**基本的に不可**	**可能**

※１　技能・日本語能力に関する水準は試験により確認する。試験は分野別運用方針において定める（分野の実情に応じて上乗せ可能）。

※２　妊娠・出産等に係る期間は、通算期間に含めない。また、特定技能２号評価試験等に不合格になった場合、一定の要件の下で最長１年の在留継続を認める。

3　受入れ機関に係る施策等に関する基本的事項

○　特定技能外国人の受入れ機関は、特定技能外国人に職業生活上、日常生活上又は社会生活上の支援を実施する義務がある。

○　育成就労外国人の受入れ機関は、育成就労計画に基づいて育成就労を行わせ、目標とする技能及び日本語能力の試験を受験させる義務がある。

○　育成就労制度における転籍制限期間（１年～２年）は各受入れ分野において定める。

4　制度運用に関する関係行政機関の調整に関する基本的事項

○　法務省は、特定技能外国人等の実態に係る情報を収集し、関係機関と共有し、適切な連携をする。

○　厚生労働省は、都道府県労働局等を通じて受入れ機関等を適切に監督する。

○　法務省及び厚生労働省は、育成就労計画の認定制や監理支援機関の許可制を適正に運用する。

○　外国人育成就労機構は、主務大臣等の委託を受けて育成就労に関する権限を包括的に行使する。

○　分野所管省庁は、特定技能制度及び育成就労制度に係る分野別運用方針において、受入れ機関等に課す上乗せ要件を設定する。

○　法務省、厚生労働省等は、悪質ブローカー等の排除を徹底する。

○　送出国との間で二国間取決め（ＭＯＣ）を作成し、送出しの適正化等に関する取組を推進する。

○　各分野における人手不足の状況の継続的な把握に努め、その状況等を踏まえて、必要な時は外国人の受入れを停止又は再開する。

○　外国人の受入れ状況を継続的に把握し、問題が生じた場合においては関係機関が連携して適切な対応を取る。

○　受入れにより行方不明者の発生や治安上の問題が生じないよう関係機関は、情報の連携及び把握に努める。

5　その他の重要事項

○　大都市圏に人材が過度に集中しないよう配慮に努める。

○　外国人及び受入れ機関は、公租公課を支払う責務があり、制度所管省庁は、これらの者が納付すべき公租公課の未納を防ぐため、関係行政機関と連携の上、必要な措置を講じる。

○　被送還者の自国民引取義務を適切に履行していない国からの受入れは行わない。

○　改正法の施行後一定の期間が経過した際には基本方針の見直しを行う。

分野別運用方針の概要（令和８年１月23日閣議決定）

特定技能制度の分野別運用方針と育成就労制度の分野別運用方針について、分野ごとに、新たに一体的に作成

第１　特定技能制度及び育成就労制度に共通する事項

１　特定産業分野及び育成就労産業分野
２　人材の不足の状況
（1）外国人受入れの趣旨・目的
（2）生産性向上や国内人材確保のための取組
（3）受入れの必要性
（4）受入れ見込数

３　在留資格認定証明書交付停止措置等

４　制度の運用に共通する事項
（1）キャリア形成等に関する事項
（2）治安への影響を踏まえて講じる措置
（3）大都市圏に過度に集中しないための措置
（4）公租公課に関する必要な措置

第２　特定技能制度に関する事項

１　人材の基準に関する事項
（1）1号特定技能外国人
　ア　技能水準
　イ　日本語能力水準
（2）2号特定技能外国人
　ア　技能水準
　イ　日本語能力水準

２　その他重要事項
（1）業務区分及び特定技能外国人が従事する業務
（2）特定技能外国人の雇用形態
（3）特定産業分野に特有の事情に鑑みて講じる措置等

第３　育成就労制度に関する事項

１　人材の基準に関する事項
（1）就労を開始するまでに求められる日本語能力水準
（2）育成就労開始後１年経過時までに求められる水準
　ア　技能水準
　イ　日本語能力水準
（3）育成就労を終了するまでに求められる水準
　ア　技能水準
　イ　日本語能力水準

２　育成に関する事項
　主たる技能

３　本人意向転籍に関する事項
（1）本人意向転籍において求められる水準
　ア　技能水準
　イ　日本語能力水準
（2）転籍制限期間
（3）待遇向上策
　※1年を超える転籍制限期間を設定した分野のみ

４　その他重要事項

（1）業務区分及び育成就労外国人が従事する業務
（2）育成就労外国人の雇用形態
（3）育成就労産業分野の特有の事情に鑑みて講じる措置等

分野別運用方針の主要な記載事項①

1　特定産業・育成就労産業分野

：既存分野　　：既存分野のうち新たな業務等を追加する分野　　：新たに追加する分野

介護分野	ビルクリーニング分野	建設分野	工業製品製造業分野	リネンサプライ分野
造船・舶用工業分野	自動車整備分野	宿泊分野	航空分野	物流倉庫分野
自動車運送業分野	農業分野	漁業分野	鉄道分野	資源循環分野
外食業分野	木材産業分野	林業分野	飲食料品製造業分野	

※特定産業分野は１９分野、育成就労産業分野は１７分野である（自動車運送業分野、航空分野は特定産業分野のみ。）

2　人材不足の状況・受入れ見込数

※特定技能は、従来の受入れ見込数より減少
育成就労は、技能実習では設定がなかった受入れ見込数を新たに設定

○　５年ごとに受入れ見込数を示し、人手不足の見込数と比較して過大でないことを示さなければならない（基本方針第二３（３））。受入れ分野は、生産性向上や国内人材確保の取組を行った上でなお、人手不足が深刻であり、分野の存続・発展のために外国人の受入れが必要なものに限られる。

○　受入れ見込数は、受入れ上限として運用するものであるが、令和６年３月の設定時より更なる生産性向上、国内人材確保の取組を行うよう見直すなどして、精査した。

特定技能1号 80万5,700人、育成就労42万6,200人　計123万1,900人（令和11年３月末まで）

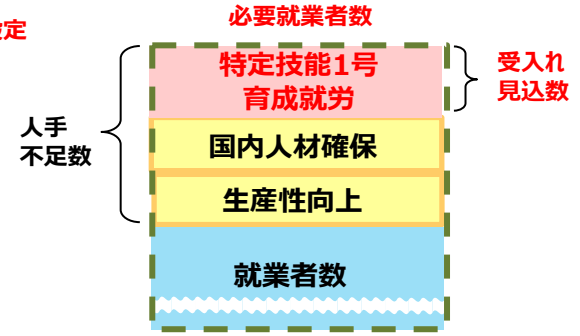

（人）

分野	介護	ビルクリーニング	建設	造船・舶用工業	自動車整備	宿泊	自動車運送業	農業	漁業	外食業	林業	木材産業	工業製品製造業	航空	鉄道	飲食料品製造業	リネンサプライ	物流倉庫	資源循環	合計
参考：特定技能（R6.3設定）	135,000	37,000	80,000	36,000	10,000	23,000	24,500	78,000	17,000	53,000	1,000	5,000	173,300	4,400	3,800	139,000				820,000
特定技能1号	126,900	32,200	76,000	23,400	9,400	14,800	22,100	73,300	14,800	50,000	900	4,500	199,500	4,900	2,900	133,500	4,300	11,400	900	805,700
育成就労	33,800	7,300	123,500	13,500	9,900	5,200		26,300	2,600	5,300	500	2,200	119,700		1,100	61,400	3,400	6,900	3,600	426,200
分野全体	160,700	39,500	199,500	36,900	19,300	20,000	22,100	99,600	17,400	55,300	1,400	6,700	319,200	4,900	4,000	194,900	7,700	18,300	4,500	1,231,900

※育成就労については、令和９年４月（制度開始）からの受入れ
※１号特定技能外国人 333,123人、技能実習生 449,432人（いずれも令和7年6月末の在留者数）

分野別運用方針の主要な記載事項②

3　人材の基準

（１）一般的（※）な技能水準、日本語能力水準は次のとおり。

	育成就労の就労開始時	育成就労１年経過時	本人意向による転籍時	育成就労終了時・特定技能１号	特定技能２号
技能水準	－	育成就労評価試験（初級）	育成就労評価試験（初級）	特定技能１号評価試験 育成就労評価試験（専門級）	特定技能２号評価試験
日本語能力水準	Ａ１相当以上又は Ａ１に相当する講習の受講	Ａ１相当以上	A2.１相当以上	Ａ２.２相当以上	Ｂ１相当以上

※　分野によっては、より高い日本語能力水準を求める場合もある。

（２）自動車運送業分野において、特定技能１号のバス・タクシー運転者の業務区分に求められる日本語能力水準は原則としてB1である。

⇒ **日本語サポーターの同乗により、イレギュラー事象に適切に対処できることなどの条件を満たす場合、 A2.2に引き下げる。**

4　制度の運用に関する重要事項

（１）転籍

育成就労制度においては、本人意向による転籍が認められているが、転籍制限期間は、１年とすることを目指しつつも、当分の間、育成就労産業分野ごとに、その業務内容等を踏まえて１年から２年までの範囲内で設定することとなっている（基本方針第四２（１）エ）。

	介護	ビルクリーニング	建設	造船・舶用工業	自動車整備	宿泊	自動車運送業	農業	漁業	外食業	林業	木材産業	工業製品製造業	航空	鉄道	飲食料品製造業	リネンサプライ	物流倉庫	資源循環
1年を超える転籍制限（「－」は転籍制限期間が1年の分野）	2年	－	2年	2年	2年	－		－	－	2年	－	－	2年		－	2年	－	－	2年

（２）上乗せ基準

制度の適正性を確保するため、受入れ機関等に関し、省令により全分野共通の基準を設けているが、分野の特有の事情に鑑みこれに上乗せして当該分野独自の基準を告示により定めるもの。※上乗せ基準については一例（特：特定技能　育：育成就労）

	介護	ビルクリーニング	建設	造船・舶用工業	自動車整備	宿泊	自動車運送業	農業	漁業	外食業	林業	木材産業	工業製品製造業	航空	鉄道	飲食料品製造業	リネンサプライ	物流倉庫	資源循環
事業者の範囲の限定（許認可等） ※外国人受入れの際に特に求めるもの	育	特・育	特・育	－	特・育	特・育	特	特・育	－	特・育	特・育	－	－	特	－	育	特・育	特・育	特・育
受入事業実施法人への加入等	－	－	特	－	－	－	－	－	－	－	－	－	特・育	－	－	－	－	－	－
受入れ機関の受入人数上限	特・育	－	特・育	－	－	－	－	－	特・育	－	育	－	－	－	－	－	－	－	－
監理支援機関等の範囲	育	－	－	－	特・育	－	－	－	育	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

特定技能外国人の受入れに関する政省令の骨子

① 特定技能基準省令

○ 受入れ機関が外国人と結ぶ雇用契約が満たすべき基準
- 報酬額が日本人が従事する場合の額と同等以上であること
- 一時帰国を希望した場合、休暇を取得させるものとしていること
- 外国人が帰国旅費を負担できないときは、受入れ機関が負担するとともに契約終了後の出国が円滑になされる措置を講ずることとしていること

など

○ 受入れ機関自体が満たすべき基準
- 労働、社会保険及び租税に関する法令を遵守していること
- 1年以内に特定技能外国人と同種の業務に従事する労働者を非自発的に離職させていないこと
- 1年以内に受入れ機関の責めに帰すべき事由により行方不明者を発生させていないこと
- 欠格事由（5年以内に出入国・労働法令違反がない等）に該当しないこと
- 報酬を預貯金口座への振込等により支払うこと
- 中長期在留者の受入れ又は管理を適正に行った実績があり、かつ、役職員の中から、支援責任者及び支援担当者を選任していること（兼任可）等（＊）
- 外国人が十分理解できる言語で支援を実施することができる体制を有していること（＊）
- 支援責任者等が欠格事由に該当しないこと（＊） など

（注）上記のうち＊を付した基準は、登録支援機関に支援を全部委託する場合には不要

○ 支援計画が満たすべき基準
※ 基本方針記載の支援の内容を規定

② 分野省令

○ 受入れ分野、技能水準
※分野別運用方針を反映させた形で規定

③ 上陸基準省令

○ 外国人本人に関する基準
- 18歳以上であること
- 健康状態が良好であること
- 保証金の徴収等をされていないこと
- 送出国で遵守すべき手続が定められている場合は、その手続を経ていること
- 特定技能1号：必要な技能水準及び日本語能力水準
  （注） 技能実習2号を良好に修了している者は試験を免除
- 特定技能2号：必要な技能水準

など

④ 出入国管理及び難民認定法施行規則

○ 登録支援機関の登録に関する規定等
- 支援責任者及び支援担当者が選任されていること（兼任可）
- 中長期在留者の受入れ又は管理を適正に行った実績があること等
- 外国人が十分理解できる言語で支援を実施することができる体制を有していること　など

○ 受入れ機関の届出事項等

○ その他
- 特定技能1号の在留期間は通算（妊娠、出産、育児その他のやむを得ない事情により業務に従事することができなかった期間を除く）で5年（相当の理由があると認められる場合は6年）
- 1回当たりの在留期間（更新可能）は、
  特定技能1号　3年を超えない範囲内で法務大臣が個々の外国人について指定する期間
  特定技能2号　3年、2年、1年又は6か月　など

（注） 政令により、登録支援機関の登録手数料額（登録時2万8，400円、更新時1万1，100円）、登録支援機関の登録拒否事由について規定

特定技能外国人に関する基準

〈法第７条第１項第２号、上陸基準省令〉

■　特定技能1号、特定技能2号に共通の基準

① 18歳以上であること
② 健康状態が良好であること
③ 退去強制の円滑な執行に協力する外国政府が発行した旅券を所持していること
④ 保証金の徴収等をされていないこと
⑤ 外国の機関に費用を支払っている場合は、額・内訳を十分に理解して機関との間で合意していること
⑥ 送出国で遵守すべき手続が定められている場合は、その手続を経ていること
⑦ 食費、居住費等外国人が定期に負担する費用について、その対価として供与される利益の内容を十分に理解した上で合意しており、かつ、その費用の額が実費相当額その他の適正な額であり、明細書その他の書面が提示されること
⑧ 分野に特有の基準に適合すること（※分野所管省庁の定める告示で規定）

■　特定技能1号のみの基準

① 必要な技能及び日本語能力を有していることが、試験その他の評価方法により証明されていること（ただし、技能実習2号を良好に修了している者であり、かつ、技能実習において修得した技能が、従事しようとする業務において要する技能と関連性が認められる場合は、これに該当する必要がない）
② 特定技能1号での在留期間（妊娠、出産、育児その他のやむを得ない事情により業務に従事することができなかった期間を除く）が通算して5年（相当の理由があると認められる場合は6年）に達していないこと

■　特定技能2号のみの基準

① 必要な技能を有していることが、試験その他の評価方法により証明されていること
② 技能実習生の場合は、技能の本国への移転に努めるものと認められること

受入れ機関に関する基準①

〈法第２条の５第１項、第２項、特定技能基準省令第１条〉

■特定技能雇用契約が満たすべき基準

① 分野省令で定める技能を要する業務に従事させるものであること
② 所定労働時間が、同じ受入れ機関に雇用される通常の労働者の所定労働時間と同等であること
③ 報酬額が日本人が従事する場合の額と同等以上であること
④ 外国人であることを理由として、報酬の決定、教育訓練の実施、福利厚生施設の利用その他の待遇について、差別的な取扱いをしていないこと
⑤ 一時帰国を希望した場合、休暇を取得させるものとしていること
⑥ 労働者派遣の対象とする場合は、派遣先や派遣期間が定められていること
⑦ 外国人が帰国旅費を負担できないときは、受入れ機関が負担するとともに契約終了後の出国が円滑になされるよう必要な措置を講ずることとしていること
⑧ 受入れ機関が外国人の健康の状況その他の生活の状況を把握するために必要な措置を講ずることとしていること
⑨ 分野に特有の基準に適合すること（※分野所管省庁の定める告示で規定）

受入れ機関に関する基準②

〈法第２条の５第３項、第４項、特定技能基準省令第２条第１項〉

■受入れ機関自体が満たすべき基準

① 労働、社会保険及び租税に関する法令を遵守していること
② １年以内に特定技能外国人と同種の業務に従事する労働者を非自発的に離職させていないこと
③ １年以内に受入れ機関の責めに帰すべき事由により行方不明者を発生させていないこと
④ 欠格事由（5年以内に出入国・労働法令違反がないこと等）に該当しないこと
⑤ 特定技能外国人の活動内容に係る文書を作成し、雇用契約終了日から1年以上備えて置くこと
⑥ 外国人等が保証金の徴収等をされていることを受入れ機関が認識して雇用契約を締結していないこと
⑦ 受入れ機関が違約金を定める契約等を締結していないこと
⑧ 支援に要する費用を、直接又は間接に外国人に負担させないこと
⑨ 労働者派遣の場合は、派遣元が当該分野に係る業務を行っている者などで、適当と認められる者であるほか、派遣先が①～④の基準に適合すること
⑩ 労災保険関係の成立の届出等の措置を講じていること
⑪ 雇用契約を継続して履行する体制が適切に整備されていること
⑫ 報酬を預貯金口座への振込等により支払うこと
⑫－２ 地方公共団体から、共生施策に対する協力を求められた場合には、当該協力要請に応じ、必要な協力をすること
⑬ 分野に特有の基準に適合すること（※分野所管省庁の定める告示で規定）

受入れ機関に関する基準③

〈法第２条の５第３項、特定技能基準省令第２条第２項〉

■受入れ機関自体が満たすべき基準（支援体制関係）

※　登録支援機関に支援を全部委託する場合には満たすものとみなされます。

①　以下のいずれかに該当すること

ア　過去2年間に中長期在留者（就労資格のみ。）の受入れ又は管理を適正に行った実績があり、かつ、役職員の中から、支援責任者及び支援担当者（事業所ごとに1名以上。以下同じ。）を選任していること（支援責任者と支援担当者は兼任可。以下同じ）

イ　役職員で過去2年間に中長期在留者（就労資格のみ。）の生活相談等に従事した経験を有するものの中から、支援責任者及び支援担当者を選任していること

ウ　ア又はイと同程度に支援業務を適正に実施することができる者で、役職員の中から、支援責任者及び支援担当者を選任していること

②　外国人が十分理解できる言語で支援を実施することができる体制を有していること

③　支援状況に係る文書を作成し、雇用契約終了日から1年以上備えて置くこと

④　支援責任者及び支援担当者が、支援計画の中立な実施を行うことができ、かつ、欠格事由に該当しないこと

⑤　5年以内に支援計画に基づく支援を怠ったことがないこと

⑥　支援責任者又は支援担当者が、外国人及びその監督をする立場にある者と定期的な面談を実施することができる体制を有していること

⑦　分野に特有の基準に適合すること（※分野所管省庁の定める告示で規定）

支援計画に関する基準

〈法第２条の５第６項、第７項、第８項、特定技能基準省令第３条、第４条〉

■支援計画が満たすべき基準

① 支援計画にア～オを記載すること

ア 支援の内容

- 本邦入国前に、本邦で留意すべき事項に関する情報の提供を実施すること
- 出入国しようとする飛行場等において外国人の送迎をすること
- 賃貸借契約の保証人となることその他の適切な住居の確保に係る支援、預貯金口座の開設及び携帯電話の利用に関する契約その他の生活に必要な契約に係る支援をすること
- 本邦入国後に、本邦での生活一般に関する事項等に関する情報の提供を実施すること
- 外国人が届出等の手続を履行するに当たり、同行等をすること
- 生活に必要な日本語を学習する機会を提供すること
- 相談・苦情対応、助言、指導等を講じること
- 外国人と日本人との交流の促進に係る支援をすること
- 外国人の責めに帰すべき事由によらないで雇用契約を解除される場合において、新しい就職先で活動を行うことができるようにするための支援をすること
- 支援責任者又は支援担当者が外国人及びその監督をする立場にある者と定期的な面談を実施し、労働関係法令違反等の問題の発生を知ったときは、その旨を関係行政機関に通報すること

イ 登録支援機関に支援を全部委託する場合は、委託契約の内容等

ウ 登録支援機関以外に委託する場合は、委託先や委託契約の内容

エ 支援責任者及び支援担当者の氏名及び役職名

オ 分野に特有の事項

② 支援計画は、日本語及び外国人が十分理解できる言語により作成し、外国人にその写しを交付しなければならないこと

③ 支援の内容が、外国人の適正な在留に資するものであって、かつ、受入れ機関等において、地方公共団体が実施する共生施策を踏まえ、適切に実施することができるものであること

④ 本邦入国前の情報の提供の実施は、対面又はテレビ電話装置等により実施されること

⑤ 情報の提供の実施、相談・苦情対応等の支援が、外国人が十分理解できる言語で実施されること

⑥ 支援の一部を他者に委託する場合にあっては、委託の範囲が明示されていること

⑦ 分野に特有の基準に適合すること（※分野所管省庁の定める告示で規定）

登録支援機関の登録拒否事由

〈法第１９条の２６、施行令第５条、施行規則第１９条の２０、第１９条の２１〉

■登録支援機関の登録拒否事由

※　次に掲げる登録拒否事由に該当しなければ、法人のみならず個人であっても登録が認められます。

① 関係法律による刑罰に処せられ、その執行を終わり又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

② 心身の故障により支援業務を適正に行うことができない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者等

③ 登録支援機関としての登録を取り消された日から5年を経過しない者（取り消された法人の役員であった者を含む）

④ 登録の申請の日前5年以内に出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をした者

⑤ 暴力団員等暴力団排除の観点から定める事由に該当する者

⑥ 受入れ機関や技能実習制度における実習実施者等であった場合において、過去１年間に自らの責めに帰すべき事由により行方不明者を発生させている者

⑦ 支援責任者及び支援担当者が選任されていない者（支援責任者と支援担当者との兼任は可）

⑧ 次のいずれにも該当しない者

ア 過去2年間に中長期在留者（就労資格のみ。）の受入れ又は管理を適正に行った実績がある者であること

イ 過去2年間に報酬を得る目的で業として本邦在留外国人に関する各種相談業務に従事した経験を有する者であること

ウ 支援責任者及び支援担当者が過去5年間に2年以上中長期在留者（就労資格のみ。）の生活相談業務に従事した一定の経験を有する者であること

エ ア～ウと同程度に支援業務を適正に実施することができる者であること

⑨ 外国人が十分理解できる言語による情報提供・相談等の支援を実施することができる体制を有していない者

⑩ 支援業務の実施状況に係る文書を作成し、雇用契約終了日から1年以上備え置かない者

⑪ 支援責任者又は支援担当者が一定の前科がある等の欠格事由に該当する者

⑫ 支援に要する費用を、直接又は間接に外国人に負担させる者

⑬ 支援委託契約を締結するに当たり、受入れ機関に対し、支援に要する費用の額及び内訳を示さない者

とうきょうしゅつにゅうこくざいりゅうかんりきょくよこはましきょく　ざいりゅうそうだんしつ

東京出入国在留管理局横浜支局　在留相談室

Y - FORA

Yokohama Immigration Foreign Residents Advisory Room

ざいりゅうしかく　そうだん

在留資格の相談をしませんか？

じかん

時 間

へいじつ

平日９：００～１７：００

どにち　しゅくじつ　ねんまつねんし　やす

※土日・祝日・年末年始は休み

ばしょ

場 所

かながわけんよこはましなかくしんこう

神奈川県横浜市中区新港1-6-1

しんこうごうどうちょうしゃ

よこはま新港合同庁舎

そうだん　かた　よやく

※相談したい方は予約してください。

よこはましきょく かいおうクン
（横浜支局マスコットキャラクター）

よやくせんよう

予約専用フォーム

URL:https://forms.gle/dbNUXp9cxyGykT5Z8

よやくせんようでんわ

予約専用電話　☎　045-680-1620

東京出入国在留管理局横浜支局　審査管理部門

Yokohama District Immigration Services Office

Inspection Coordination Department

御清聴ありがとうございました

東京入管横浜支局Ｘ

アカウント名

@IMMI_YOKOHAMA

ぜひフォローしてね！